

藤原氏の氏神・氏寺信仰とその機能

宮 井 義 雄

一 藤原氏の氏神とその祭祀

鹿島・香取兩宮は中央の藤原氏から氏神として崇敬された。藤原氏は典型的な王朝貴族である。大化改新後の貴族は官僚であり、大化前代のように土地・人民を私有しなかった。貴族の氏神信仰は地方民の神祇信仰とは類型を異にした。

続日本紀の宝龜八年（七七七）七月の祭に「藤原朝臣良繼病む、其の氏神鹿島社を正三位に、香取神を正四位に叙す」と唐突に藤原氏の氏神の記事があらわれる。ここでは鹿島社と香取神は表現を異にしていて、氏神がどこまでかかるのか明らかでない。ただこの策命は春日神社でおこなわれたのであろうから、春日神社には鹿島神とともに香取神も勧請されていたとせねばならない。しかし多くの文献は本来の氏神が鹿島神宮だったことを物語っている。その点からすれば、春日神社の主神は鹿島神であり、香取神は配祀だったと解せられる。大鏡に「鎌足の大臣のうまれ給へるは常陸の国なれば、かしこに鹿島といふ所に氏の御神をすましめ奉り給ひて、……帝、奈良におはしましし時に鹿島遠しとて、大和国三笠山にふり奉って、春日明神と名づけ奉りて、今に藤原氏の御氏神にて、……みなこの明神につかうまつり給ひて、……さまざまの使たちのしる」とみえ、源平盛衰記に「法相擁護の春日大明神、昔、称徳天皇御宇神護景雲二年戊申に、白き鹿に鞍をおき、鞍の上に神をのせ、神の上に五色の雲たな引き、雲の上に五色の神鏡と顯れて、常陸国鹿島郡より大和国三笠山の本宮に垂跡し給ふ」とある。これらの記事では春日神社は最初、鹿島神の勧

請によって成立したのであり、香取神はあずかっていない。

しかるに春日祭詞では「恐き鹿島に坐す健御賀豆智命、香取に坐す伊波比主命、枚岡に坐す天之子八根命・比売神、四柱の皇神等の広前に白さく、大神等の乞はし賜ひの任に、春日の三笠山の下つ石根に宮柱広知り立て、高天原に千木高知りて」と四柱の神々を鹿島・香取・枚岡から勧請して春日神社を成立させたことを物語っている。天長十年（八三三）九月廿一日付の伊都内親王による興福寺東院西堂への施入願文に「鹿取・鹿島・相殿枚岡四所の大神」とみえるのは、平安初期には枚岡から勧請の二神が配祀の待遇だったことを意味する。香取神も最初はその運命だったのである。

三代実録の貞観八年（八六八）五月の条に「常陸国鹿神宮司言す、大神の苗裔神卅八社、陸奥国にあり、……之を古老に聞くに云はく、延暦以後大神の封物を割いて彼の諸神社に奉幣す」と在陸奥の鹿島苗裔社に鹿島神宮がその封物をさいて奉幣したことをのべている。これは宮地直一博士の所説のごとく春日神社の成立に有力な傍証をあたえてくれる。新抄格勅符抄の大同元年（八〇六）牒のうちに

春日神廿戸

常陸国鹿島社奉
寄天平神護元年

と天平神護元年（七六五）鹿島神宮が封戸を春日神社にさいたことが出てくる。鹿島神は春日神を苗裔神とした。天平神護元年（七六五）は神護景雲二年（七六八）の三年前にあたり、源平盛衰記にみえる神護景雲二年（七六八）の勧請説はくずれする。香取神宮と春日神社の間にはこの種の関係があらわれていない。しかるに延暦二十年（八〇一）九月の官符には相

互の関係が明示されている。

太政官符 神祇官

一応下割^下神封^下充^下春日祭料^下事

調布五百端 下総国香取神封二百端
常陸国鹿島神封三百端

庸布三百端 商布六百端

麻布百斤 紙六百張 香取封物

右件神封物、割充如^レ前、仍須^ニ毎年納^ニ送祭所^一、自余雜物一同^ニ前

符^一、官宜^ニ承知依^レ件施行^一、

一停止春日神封甘烟 常陸国

右割^ニ神封物^一充^ニ祭料^一事 仍納^ニ件物^一還^レ収、下^ニ符民部省^一畢、

官宜^ニ承知依^レ件行^レ之、符到奉行、

延曆廿年九月廿二日

「件神封物割充如^レ前」「自余雜物一同^ニ前符^一」とは、この処置が前例の踏襲なることをしめす。しかし枚岡神社との間には奉幣関係はなかったのである。これが「相殿枚岡」の待遇をあらわしているのであろう。

春日四所では、つねに鹿島神の位階が最高であった。宝龜八年(七七七)の叙位には枚岡の二神はあづかっている。承和三年(八三六)五月には、常陸国鹿島郡從二位勳一等のタケミカヅチの命は正二位に、下総国香取郡從三位イハヒヌシの命は正二位に、河内国河内郡從三位勳三等アメノコヤネの命は正三位に、從四位下ヒメ神は從四位上に昇叙され、同六年(八三九)十月には、常陸国鹿島郡正二位勳一等タケミカヅチの命・下総国香取郡正二位イハヒヌシの命はならびに從一位に、河内国河内郡正二位勳二等アメノコヤネの命は從二位に、從四位上ヒメ神は正四位下にすめられ、嘉祥三年(八五〇)九月には、タケミカヅチの命・イハヒヌシの命に正一位、アメノコヤネの命に從一位、ヒメ神に正四位上の冠があたえられ、貞觀元年(八五九)正月には、河内国從一位勳三等枚岡のアメノコヤネの命は正一位に、正四位上勳六等枚岡のヒメ神は從三位にのぼった。四柱の神々はいずれも常陸国・下総国・河内国に即して存在が確認されている。けれども昇叙の策命は春日神社でおこなわれた。承和三年(八三六)の策命

に「皇御孫命に坐す、四所の大神に申し給はく、……」嘉祥三年(八五〇)の策命に「天皇が詔る旨と大神の広前に申し給へと申さく、……」と前置しているが、「四所の大神に申し給はく」とは、四所の神々が勧請されている春日神社で策命されたことであり、嘉祥三年(八五〇)の際には參議藤原助を春日神社につかわして策命した旨を明記している。

このようにみてみると、本来の氏神はどうしても鹿島神ということになる。大鏡では、藤原氏の始祖鎌足の出生地を常陸国とし、出生地の鹿島神宮に氏神をしずまらせたと言っている。だがこれは鎌足伝に「大倭国高市郡の人なり」とつたえるのに抵触する。しかればどうして鹿島神が藤原氏の氏神となったのであろうか。常陸風土記の久慈郡の条に「淡海大津の大潮に光宅しし天皇の世にいたりて、使を遣はして藤原内大臣の封戸を檢せしむ」と鎌足の封戸が久慈郡にあったことをあきらかにしている。この封戸はおそらく大化前代における中臣部の後身であつたらう。鎌足の封戸は久慈郡のみではなく、常陸国の各郡に存在したとかがえられる。大化五年(六四九)中臣鎌子と中臣部免子は当局に申請して神郡として鹿島郡を創設し、天智天皇の十年(六七二)常陸国は中臣部若子を貢し、天平十八年(七四六)鹿島郡中臣部甘烟に中臣鹿島連の姓がゆるされている。鹿島郡の中臣部も鎌足の家と無関係ではなからう。鎌足は大化前代から常陸国に私領をもった中臣連から出た。それが藤原氏をして鹿島神宮を氏神にえらばせたのであろう。古語拾遺に「阿波の忌部の居る所、便ち安房郡^{安房}也」と名づく、天富命、其の地に於て太玉命の社を立つ、今、安房社と謂ふ、故に其の神戸に齋部氏有り」と安房神社の創設を忌部の存在にからませている。安房神社は忌部氏の氏神であつた。この関係は藤原氏と鹿島神宮の関係を類推させるに足るのであろう。

藤原氏は大化改新の際に官僚貴族としておこつた。始祖の鎌足は孝徳紀の巻首に「中臣鎌子連、至忠之誠を懐き、宰臣の勢に抛りて、官司の上に処る」とみえ、実質的な宰相の地位にたつていた。逝居の際、天智天皇から藤原の氏をさずけられた。藤原は鎌足の出生地の地名であつた。鎌足伝に「豊御食姫天皇の廿二年歲次甲戌を以て藤原の第に生る」と明記されている。藤原朝臣は中臣藤原朝臣なる複姓の中臣をとつたのであろう。大中

臣本系帳によれば、賜姓の際、弟の垂目、従兄弟の国足の子意美麻呂、許米の子大島らも彼の列に編せられた。しかるに文武天皇の二年（六九八）八月、「藤原朝臣賜ふ所の姓、宜しく其の子不比等をして承けしむべし、但し意美麻呂等は、神事に供るに縁りて、宜しく旧姓に復すべし」と詔され、藤原朝臣の姓は不比等の流にかざられることとなった。藤原氏はここでまじりて神事を担当する中臣氏から離脱した。持統紀には葛原朝臣臣磨・葛原朝臣大島の名がみえるが、二人は文武紀からは藤原朝臣の姓をのぞかれて中臣朝臣である。藤原氏はこれによって鎌足を唯一の始祖とする氏族となった。これが藤原氏をして独立の氏神をもとめさせたのである。神事担当の中臣氏は枚岡神社を氏神としていた。中臣氏から離脱せる藤原氏は、鎌足の封戸の地の鹿島神宮を氏神とした。春日神社は鹿島神の遙祀からおこった。

春日神社は神名式には「春日祭神四座並名神、大、月次、新嘗、」と出ている。この春日祭神四座の筆法は神名式の筆法としてははなはだ珍らしい。おなじ大和国添上郡卅七座のうちには「春日神社」がふくまれ、春日祭神四座とは別である。鹿島神・香取神・枚岡二神をまつる春日神社は、春日祭神四座の方であった。春日祭神四座とひとしい筆法は山城国葛野郡卅座のうちにも存する。それは「平野祭神四座」としるせるものである。平野祭神四座は平安京に勧請された桓武天皇の外戚和氏の氏神であった。太政官式に「凡そ平野祭は、桓武天皇の後姓を改めて臣と為る者も亦た同じ、及び大江・和等の氏人、並びに見参に預はれ」とみえ、その祭祀には桓武天皇の皇裔と大江・和二氏の氏人の参加を要求している。四座は今木神・久度神・古開神・比売神であった。今木神については続日本紀の延暦元年（七八二）十一月の条に「田村後宮の今木大神を従四位上に叙す」と桓武天皇の母后高野新笠が田村後宮でまつれる神なることを明示している。平野祭神四座は百濟王氏が今木神を首神として他の三神を配祀したことらしい。春日祭神四座も鹿島神を首神として他の三神を配祀したのがおこりであり、鹿島神はもと鎌足・不比等によって信仰され、光明皇后の紫微中臺でもまつっていたのである。

伊呂波字類抄の梅宮の条に「此の神は始め犬養太夫人三千代の祭る所の

神なり、太夫人の子藤原太后及び牟漏女王、洛陽の川の頭に祭る」と光明皇后の祭祀をつたえている。梅宮は橘氏の氏神である。春日社私記にひく天平勝宝七年（七五五）の官符には「春日社四所紫微中臺祭二件社二入三官神一例」と紫微中臺まつる春日社四所の存在がみとめられる。紫微中臺は同元年（七四九）の設置であり、内容には難がない。四所の表現も伊都内親王の興福寺東院西堂施入願文にあらわれている。福山徹男博士は、続日本紀の天平勝宝二年（七五〇）二月の条に「春日酒殿に幸す」としるせるを、藤原氏のまつる氏神社の酒殿のこととし、天平勝宝七年（七七五）の官符によって、それまで光明皇后のまつれるをこの時に官社にしたのである、と解した。宮地博士は一説として敬意を払いながら、官符の性質になお疑問をのこし、むしろ三代実録の元慶元年（八八四）八月の条に、「新造の神琴二面、春日神社に充て奉る、神護景雲二年十一月九日を以て充つる所破損せしなり」としるせる記事を根拠として、神護景雲二年（七六八）を官社指定の年とした。けれども天平勝宝二年（七五〇）は光明皇后の腹なる孝謙天皇の年号であり、天皇が即位の翌年に外戚の氏神を遙祀する社に幸するは、決して不自然ではなく、神護景雲二年（七六八）より三年前の天平神護元年（七六五）にすでに鹿島神封二十戸を春日神にさく処置をとれるは、その以前に官社になっていたことを示唆する。神護景雲二年（七六八）治定説はとれない。

春日祭詞では、四座の神々について「かけまくも恐き鹿島に坐す健御賀豆智命、香取に坐す伊波比主命、枚岡に坐す天之子八根命・比売神、四柱の皇神等に白さく」と一々その本祠を明示している。これは神階の策命においても同様である。この事実は春日の遙祀社なる性質を保存させるためであろう。春日祭神四座の筆法と対応している。しかるに嘉祥三年（八五〇）九月の策命になると、文徳実録では、はじめに「参議藤原朝臣助を遣して春日大神社に向はしむ」と春日大神社なる表現をもちい、つぎに叙位について四座の本祠をはぶき、単に「健御賀豆智命・伊波比主命、二柱の大神をば正一位に」というふうな春日神社の祭神としてのあつかいぶりである。春日神社が遙祀社の意味を脱して自立しはじめた事実をしめす。三代実録の貞観十七年（八七五）六月の条には、藤原秀道を勅使として「春

日神社につかわしたことが出ているが、その告文には「天皇が詔る旨とか
けまくも畏き春日大神の広前に恐み恐み申し賜へと申さす」と春日大神な
る存在を独立させている。同日、藤原利基を勅使として大原野神社へもつ
かわした。告文については「告文云々、春日神社に准ず」と細注がほとこ
ざれていて、秀道のつかわされた春日神社が式内の春日神社ではなく、大
原野神社の本祠なる春日神社にあたることが知られる。元慶二年（八七
八）十一月の条に「大和国春日神社」とみえるのも、参詣者が藤原基経な
る点から推して、藤原氏の氏神社のこととせねばならない。

延喜式の春日祭神四座なる表現は貞観式、貞観式は弘仁式の表現をおそ
っているのである。しからざれば春日神社とするされたに相違ない。春日
神社は藤原氏のみ神社であった。鹿島・香取・枚岡の三社が地方にあつ
て民衆にまつられているのと趣を異にする。これが官僚貴族の新らしい氏
神祭祀の典型である。祭祀は藤原氏の長者が支配した。

春日祭の起原は判然としない。新抄格勅符抄には、延暦二十年（八〇一）
九月二十二日付の官符に春日祭料のことを規定したのをあげ、日本後紀の
延暦二十四年（八〇五）二月の条には、「春日祭使」を派遣したことが出
ている。官祭となったのは、一代要記・春日社記では嘉祥三年（八五〇）
である。一条兼良の公事根元には「清和天皇貞観元年十一月九日、此の祭
ははじまる」としているけれど、反証が少なくない。三代実録の天安二年
（八五八）十一月三日庚申の条に、文徳天皇の諒闇なるによって「平野・
春日等の祭をとどめ」たことがしるされ、貞観元年（八五九）二月十日丙
申の条に「春日祭常の如し」と先例をおう事実をしめしている。小野宮年
中行事には、二月上卯日大原野祭のことについて「仁寿元年二月二日、右
大臣宣、春日祭式に抛り、平野・梅宮祭式を以て、彌縫して之を行ふ」と
みえ、大野原祭のよれる春日祭は、仁寿元年（八五一）以前の嘉祥三年
（八五〇）をはじめとするのが穩当であろう。冬嗣の女順子の腹なる文徳
天皇は同年四月に即位し、九月には春日祭神四座の昇叙をおこなっている。
十一月上申日の春日祭から官祭となったのであろう。源氏物語の紅梅
の巻には、藤原氏出の立后を「春日の神の御ことわり」と称している。そ
れほど春日神社は皇室の外感なることとむすばれていた。春日祭はその一

であった。祭日は二月および十一月の上申日となっていた。

皇室の外威の氏神祭祀を官祭とした先例は、平野祭と梅宮祭である。二
十二社註式には、平野祭のおこりがあるいは桓武天皇の代、あるいは嵯峨
天皇の代とする所伝をあげている。本朝月令の四月上申日平野祭事の条に
「弘仁官式云、凡四月・十一日上申祭、大臣若参議以上赴進、或皇太子親
進奉幣」と引文せる弘仁官式の記事から、嵯峨天皇の即位の際にさだめら
れたのではないかとおもわれる。仁明天皇の母后橘嘉智子のまつった氏神
梅宮の官祭も、公事根元では、「承和の頃より此の祭ははじまる」とつた
え、三代実録の元慶三年（八七九）十一月の条には、「梅宮……承和・仁
寿の二代を経て以て官祠なり」と明示し、貞観元年（八五九）十一月の条
には、「梅宮神祭常の如し」とその恒例化をしるしている。梅宮祭は仁明
天皇の即位の際に官祭となったのであろう。春日祭はこれらの先例にした
がって文徳天皇の即位の年に官祭にさだめられたとすべきである。

春日祭には、藤原氏の氏人は参加のための賜暇を公認された。小野宮年
中行事の二月の条に「上申日春日祭事未立」がおさめられ「貞観太政官
式云、参春日祭藤氏五位已上六位以下、見役之外、給往還上日四箇日」と
貞観官式の賜暇規定がひかれている。寛平七年（八九五）十二月三日付
の官符には「応に参るべき氏人及び散位諸司五位以上、其の人限り有り期
に臨みて直ちに参る」ことを命じ、延喜官式には、散位五位以上に対して
は外記が見参歴名を録して式部省に下すとさだめ、江家次第には、十日ば
かり前に勸学院別当の弁が参列すべき五位以上の差文を長者に呈し、長者
の閲覽をへた後、外記に付するとある。点観儀式によれば、春日祭の当日
には、齋院退出の後、外記が五位以上・六位以下の見参文をとって大臣に
すすめ、大臣は見了って外記にかえし、外記は六位以下の見参文を官吏に
付する。その間に禄物が庭中にひかれ、史が氏人の名をとなえてこれをあ
たえる。

氏人の座席の模様は延喜式にくわしい。著到殿では、東壁下西面に公卿
の座をもうけ、北壁下南面の東上に五位以上の氏人、南廂北面の東上に六
位以下の著到の座をさだめる。幣帛をたてまつる時には、南の中門に神主
座をもうけ、同門西釘貫内北面東上に内侍以下の座、釘貫外南に去る一丈

ばかりの北面東上に公卿の座、その西に諸使の座、後に五位以上の氏人の座、その南に六位以下の座をさだめる。直会殿では、北壁下南面に公卿の座、その南面西北上に諸使および外記・史の座東面北上に氏人五位以上の座、その西に氏人六位以下の座、ほか太政官史生以下の座、神祇官御琴師・笛工や雅楽寮歌人の座がわけられている。いかにも官僚貴族らしい秩序だった座席の配列である。

春日祭では、五位以上の氏人と六位以下の氏人の間に一線を画する。かかるあつかいは他の氏族の氏神祭祀にもうかがわれる。続日本後紀の承和元年（八三四）の条には、近江国滋賀郡に存する小野氏の氏神社の春秋二季祭祀に、五位以上の氏人が官符を待たないで往還することをゆるし、同四年（八三七）の条には、大春日・布留・粟田の三氏におなじ処置をみとめている。氏族の純粹なる範圍を堂上の氏人とする意識が濃い。藤原氏はそれをことにつよくあらわしている。

春日祭は藤原氏の連帯意識を復活する機会であった。これはもちろん官祭となる以前から根本義としてよこたわっていた。官祭となっても参加の規定が国法によって強化され、用途が国費支弁にかわっただけであり、祭祀は藤原氏によって挙行された。氏族の祭祀を国家の行事としたところに、天皇の外戚の氏神をまつる特色があった。このような祭祀は遠隔の鹿島神宮では実現できなかった。

貞観儀式によれば、春日齋院が祭場にのぞんだ時、神酒・神饌がさざげられ、神馬・走馬がひかれ、神主は木綿鬘をつけて祝詞座につく。兩段再拜・拍手四度、おわって各人は直会殿の座につき、神馬が八度、社をめぐり、近衛の東舞がすすめられる。大臣は「御飯、早速に賜はしめよ」と宣し、膳部が称唯してその事にしたがい、大膳進は「御飯賜ひ了んぬ」と報ずる。琴笛がおこり歌人が声を発し神主は和舞をまう。あきらかに神と氏人との共食である。日本靈異記に「聖武天皇の御世、王衆二十三人同じ心をつ結び、次第に食を為して宴樂を設け備ふ」と王族の二十三人が同心連帯の意識を共食によってすすめたことが出ている。この中心に氏神をすえる」と氏神の祭における神と氏人との共食になる。万葉集卷二十に「天平勝宝）六年正月四日、氏族人等、少納言大伴宿弥家持が家に賀集ひて宴飲す

る歌三首」をのせているが、これも氏族の共食である。藤原氏はそれを春日祭の時におこなった。春日齋院は延喜式には出てこない。おわって上卿・内侍らが参加し、近衛府使が神馬を献ずる。

氏長者は近衛府使とは別に神馬をひいた。殿暦の天永三年（一一二二）四月の条に「氏社の祭は長者の神馬を以て宗と為す」といっている。師光年中行事によれば、神馬使は藤原氏の五位を任じ、楠葉牧の産を神馬とした。春日祭使は近衛府使であり、そのひく神馬と氏長者の神馬とは別である。楠葉牧は殿下渡領四所の一であった。

春日祭をおしてむすばれる藤原氏の氏人は、「春日大明神の氏人」であった。¹²⁾権記の長保三年（一一〇一）元旦の条には、「鶉鳴、属星・天地四方・二親墳墓並びに氏神を拝す」、中右記の寛治八年（一一〇九四）正月の条には、「年首の物詣、氏の明神を以て先と為す」としている。春日祭は氏人が会合して氏神をまつる機会であった。しかるに藤原氏の顔勢は院政時代に入って著しく氏人参加の数を減少させた。殿暦の天仁元年（一一〇八）二月の条に、忠実は「今日、春日祭なり、……今日、外記を召し、春日会に参る諸大夫の否参の由、委しく召し問ふ、今日の内に早やかに催し奉るべき由、重ねて召し仰せ了んぬ、未剋許り外記来りて云はく、早やかに二人を催し進め了んぬるの由申す、凡そ十余人許り参仕すべし、然りと雖も藤原の人数少き上、世間体奇恠なり、仍て此の兩三年は五人使を為すにすぎず、極めて不便の事なり、末代と雖も、御社の事は心に入れて沙汰すべきなり」とその衰頽をなげき、復興につとめている。しかし藤原氏の顔勢は如何ともなすことができなかった。

藤原氏の氏人は幼時に春日初詣でし、致仕する時に最後の社参をのぞんだ。王葉の嘉応二年（一一七一）三月の条に「小兒^{年五}始めて春日社に参詣す、船を以て参る所なり、明日は吉日なり、仍て明晝奉幣すべし、前驅六人、……先例は四五位・儒者・君達を論ぜず、只だ見在の輩皆前驅する所なり」といい、先例を簡素にして兼実の男良通の初詣でをとげている。殿暦・中右記の康和五年（一一〇三）十二月の条には、忠実の男忠通が生年七歳にして昇殿するにつき、命名の沙汰があり、春日をはじめとする七社、興福寺をはじめとする十一寺に詣詣をおこなわせた」とある。明月記の

寛喜三年（一二三一）八月の条には「明日、春日社参の宿願あり、……近日官途の事すでに望を絶つ、在世の計思ひ切り訖んぬ、最後に氏社を拜せんがためなり」と官界引退の社参を期している。官界引退は殿上人以上を純粹の氏人とする藤原氏の間から身をひくことである。ここにも官僚貴族の氏神なる性格がしのばれる。

氏人の放氏・続氏はもと氏長者の発議であった。日本紀略によれば、寛和二年（九八六）二月、興福寺の僧徒は法華・長講二会の料所なる鹿田庄を前備前守藤原理兼が損亡せるをうつたえ、朝野群載によれば、同十一月氏長者道隆は勸学院に「仰書」を下して、理兼の放氏を指令した。書中に「本系の氏を取り、又其の名を除き、氏の事に預り参らしむる莫れ、これ氏の諸卿と僉議して定むる所なり」とのべている。これが放氏の文献的初見である。この放氏の発議を平安末期には興福寺の僧徒がおこない、春日明神の名において宣告した。長寛元年（一一六三）十一月、参議藤原隆季が朝議において興福寺を非とする立場を支持した時、興福寺僧綱大法師等は「玆に因りて衆徒、憤満に耐へず、社頭に参詣し、神慮に叶へる為、其の氏を放ち畢んぬ」との牒状を發し、承安三年（一一七三）七月、叡山との対峙の際には、衆徒は「院に於て大衆の事を僉議せらるる中」、「左府の申し状」と「奉行の者長方、重方、」に対してうつつ墳し、放氏を問題とした。平安遺文には、同十月、「氏の公卿」に対して「群卿の中、遁避する者有らば、氏神の宝前に於て氏の譜を放つべし」と通告せる牒状がおさめられている。衆徒は氏長者をとおさないで、ただちに春日明神の名をもって放氏を宣告した。これはおそらく藤原氏の氏人を「春日大明神の氏人」とする論理をもちいてるのである。衆徒がおこなった放氏の手つづきは、中臣祐賢記の弘安元年（一二七八）六月の条にくわしい。

藤原氏は遷都のたびに春日祭神四座を新京にうつしまつた。それはあくまで春日祭神四座にかざられながら、春日神社とは名づけられなかった。鹿島・香取・枚岡三社から勸請せる神々の祭場なる原理が、大原野でも吉田でもうごかなかつた。その点で大原野神社・吉田神社は末社として諸国にあらわれる春日神社より古い存在なることが知られる。

大原野神社は長岡遷都の際に創建された。神主は内麻呂の子孫が任ぜら

れた。それは内麻呂が創祀者だったからであろう。大原野祭の詳細は貞観儀式にまびらかである。権記の長保二年（九九九）十一月の条には「今日、大原野・吉田等の祭に参るべき五位以上の簿、左府に奉る」とみえ、五位以上の氏人の参加者名簿を氏長者道長に提出している。五位以上が主体なるは、春日祭とかわらない。貞観儀式によると、神祇官人が神殿を裝飾し、大臣以下は外院の座につき、中宮職が酒食をそなえる。中宮が氏中から立たない時は、氏宗なる公卿がこれをもうける。藤原氏の六位以下もしだいに座につく。その時、幣帛がささげられ、物忌がとつて神殿におさめる。このあとの行事はほとんど春日祭にひとしい。直会殿では、饗および祿があたえられる。小野宮年中行事には、この饗祿について「此の日の饗祿は藤氏の后宮の儲くる所なり、氏の後あらざる時は、氏長者饗を儲く」といい、中右記の元永三年（一一二〇）二月の条には「中宮饗饌を居ぬ、鋪設を儲く」とし、江家次第では、饗の座を「行事の座」とよんでいる。実例としては、貞信公記抄の延長九年（九三一）二月の条に、忠平が大原野祭の饗をもうけたことについて「后宮の御服に依る」とことわっているのが早く、延喜七年（九〇七）二月の条に「大原野の行事に参る」と「行事」の語もすでに存する。寛和二年（九八六）十一月二十日付の氏長者道隆の「仰書」によれば、「二季祭の饗」は備前国鹿田庄からおくられた。近畿地方に多く現存する宮座の「行事」の語源はここに見出される。

大原野祭は藤原氏出の后妃が主宰するを特色とした。権記の長保二年（一〇〇〇）正月の条に、一条天皇の女御藤原彰子の立后沙汰に關連して、「中宮定子藤原正妃たりと雖も、己に出家入道を致す、随つて神事を勤めず、……重ねて妃を立てて后と為し、氏の祭を掌らしむること宜しかるべきか」とその適切なるを説き、「大原野祭は其の濫觴を尋ぬるに、后宮の祈る所に在り」と大原野祭のおこりを藤原氏出の后妃の祈禱においている。この事情について、文徳実録の嘉祥四年（八五二）二月の条に「別に大原野祭儀を制す、一に梅宮祭に準ず」としるせるをかんがえてみる必要がある。大原野祭の先蹤は梅宮祭であった。梅宮祭は平野祭にもとづいた。

本朝月令にひく弘仁官式によれば、平野祭には皇太子が参向して奉幣し

た。貞観儀式の平野祭儀の条には、皇太子の神前における座、ならびに任
について明記されている。梅宮祭には皇太子の参向はなかつた。しかし神
社啓蒙には、梅宮社記ならびに旧伝によつて橘嘉智子皇后が梅宮にいのつ
て仁明天皇をもうけたことをつたえ、江家次第の梅宮祭の条には、御神児
二人が賢木をうけて舞を奏するとある。これは梅宮祭神四座のうちの二座
が大若子神・小若子神なることと密接にむすばれているのであろう。御神
児二人の舞は二座の御子神を祝福する舞とおもわれる。小右記の寛弘二年
(一〇〇五)三月の条には、中宮彰子の大原野詣での際、道長は求子の舞
をささげたという。求子の舞は平野祭における皇太子の奉幣、梅宮祭にお
ける御神児の舞とおなじ意味をもつらしい。求子の舞の原義は文字どおり
子をもとめる舞であらう。平野神社・梅宮はともに皇后の私祭に由来し、
皇太子の即位によつてかがやいた外戚の氏神であり、その点、大原野神社
に類する存在であつた。

日本紀略の寛弘二年(一〇〇五)三月の条には、中宮彰子の大原野詣で
にちなんで「先例を検するに、五条の後、宿禰に賽せんが為に参詣の間、
車を用ふ」と文徳天皇の母后藤原順子の先例をあげている。二十二社註式
には「日記に云はく、仁寿元年二月二日卯乙太皇太后の御祈に依り、山城国
葛野郡大原野に宮柱太知り立て、春秋の御祭を加へ給ふ」と大原野祭の創
設を順子の祈願にかけた所伝がみられる。順子の宿禰は文徳天皇か清和天
皇にかかわる事だつたに相違ない。三代実録の貞観三年(八六一)二月の
条には、順子の牛車による大原野詣でをしるして、これが彰子の社参
の先例となつたのかも知れない。大原野祭が順子によつて藤氏后妃のつか
さどる祭祀となつたことは間違ひなからう。貞信公記抄の延長九年(九三
一)二月の条には「大原野祭使内侍治子俄かに轍の由を申す、仍て明子内
侍を参らしむ」と女官の祭祀について記録されている。大原野神社は、藤
原氏の后妃のつかさどる氏神なるところに、平野神社・梅宮を先蹤とする
意味があつた。寛弘二年(一〇〇五)三月、道長が中宮彰子の大原野社参
に求子の舞をささげたのも、実は皇子懷孕をねがつたのであらう。後一条
天皇は同五年(一〇〇八)九月に降誕している。台記の天養二年(一一四
五)三月の条に「女御代并びに女房、ひそかに大原野を祭る、人に知らし

めず、又今日より女御代の祈を始め(社司に付す)、此等は皆、余の命に
依り右大将沙汰せらる」とかけるは、おそらく女御代多子の皇子懷孕を大
原野神社に祈願したことであらう。いかにも皇室の外戚たるを権力の理由
とした藤原氏の氏神たるにふさわしい感じである。

平安京における春日祭神四座の分祀は吉田神社であつた。分祀の当事者
は山蔭中納言であり、山蔭の孫時姫は一条天皇の外祖母にあたり、時姫の
夫兼家はその官祭を治定した。大鏡裏書に「元、中納言山蔭一家の祭る所
なり」とみえ、官祭にあずかる以前は山蔭一家の私祭にすぎなかつた。兼
家と時姫の間には道長と一条天皇の母后詮子が生れ、縁によつて道長は吉
田神社の興隆に力をつくした。公事根源にその旨を強調している。官祭の
治定は時姫に贈正一位の沙汰が下つた時におこなわれた。行幸啓の記録は
みあたらない。

年中行事秘抄の十一月中申日吉田祭事の条には「二宮使立事」とするさ
れ、中宮と東宮の使がたつたことが知られる。江家次第によれば、勸学院
別当以下祭に参るべき五位以上は、差文を氏長者に呈し、氏長者はこれを
一見して外記に付した。祭儀の次第は春日祭・大原野祭に准じ、神主を卜
し、饗をもうけ、祿をわかち、后妃の祿をたまうを例とした。小右記の永
祚元年(九八九)四月の条には、吉田祭に皇太后詮子が饗饌をそなえ、藤
原為度を神主に卜定したことが出ていて、江家次第の記事と契合する。中
右記の寛治八年(一〇九四)十一月の条には「長者殿并びに后官の儲」を
特筆し、饗を「行事」とよんでいて、大原野神社の先蹤をおそつたことが
わかる。本朝世紀の仁平二年(一一五二)四月の条には「吉田祭なり、…
：件の祭は氏長者の行ふ所なり、而るに左大臣家に穢あり、仍て太政大臣
行はる、但し饗祿なし」と氏長者に故障ある際、氏人中の適任者が代行し
て主宰したことを説いている。原則は氏長者のつかさどるところであつ
た。玉葉の文治二年(一一八六)四月の条に「吉田祭の事、…今日、
吉田祭の社頭の事、余の家之行ふ、…：饗祿等、納殿より之を遣は
す」とみえる。兼家は時の氏長者であつた。春日・大原野・吉田の三社を
氏の三社とよんだ。

大原野神社も吉田神社も春日神社の分祀であり、春日神社が藤原氏の氏

神としては本宮の位置をしめた。氏長者は長者を受けた時、まず春日神社に奉幣した。玉葉の文治二年（一一八六）三月の祭に、兼実が氏長者となつてこれをおこない「今日の奉幣、先規を検し」たことを強調し、他社をその後のこととしている。したがってここでは他氏ならびに庶民の祈禱または春日祭参列をみとめなかった。殿暦の永久元年（一一一三）九月の条に、鳥羽天皇の病悩について院から諸社寺に祈願を指令したことをしるし、「興福寺における御祈は余之を行ふ、春日御社の御祈、又同じ、自余は皆院より行はる」と春日神社における祈禱が天皇の場合も氏長者をへておこなつたことをしめし、長秋記の保延元年（一一三五）二月の条に、鳥羽上皇の春日御幸をつたえ、「社頭に於て忠能朝臣御幣を取り、按察使に伝ふ、按察使上皇に進ると云々、藤氏に非る人は幣殿に参らずと云々」と藤原氏外の人が幣殿におもむかなかつたことをあきらかにしている。春日祭では、異姓の者を著到殿までいれなかつた。西宮記によれば、異姓の使者は著到殿につく前に、宿院饗所において氏人とともに坏饗をうけ、祓戸座において祓をうけた後に退帰した。左経記の万寿二年（一一〇二五）十一月六日甲申の条には、源経頼は「余、氏人に非るに依り、著到殿に著かず」とかき、西宮記の記事を裏づけている。小右記の寛和元年（九八五）七月の条に、春日造営を大和国司に命じたことを「異姓の人を以て御社を作らしむ、然るべからざる事なり」となげいているのも、一脈、氏神信仰の閉鎖性に通ずる。後二条師通記の康和元年（一一〇九六）三月の条には「春日御社に人々の祈の事、行家朝臣、仰の旨を承はり、別当の許に消息を遣はし了んぬ、殿の御時、度々制止を加へらるる者なり」と庶民の春日祈禱を制止したことをのべている。殿は師通の父師実、別当は興福寺別当頼尊をさす。平安末期には春日神社の実権は興福寺別当ににぎられ、社司はその指令のもとにうごいていた。氏神信仰の排他性がうかがわれる。

氏人の社参・祈禱の意味は日記の類によつて想察される。春日明神は氏人をまもり、異姓を利益しない氏神であつた。本朝世紀の天養元年（一一四四）七月の条に、「少納言藤原通憲出家す、^{三十} 件の人少納言拜任の後高階を改めて本姓藤原に復す、氏神の崇に依ると云々」と通憲の本姓復帰を氏神のたたりにもとづけ、中右記の大治二年（一一二七）四月の条に、

撰政忠通夫人の出産を祝して「執柄の家連々絶えず、天の授くる所、氏明神の助なり」といい、玉葉の治承三年（一一七九）六月の条に、基実の夫人平盛子の死をきいて「天下の人謂へらく、異姓の身を以て藤原の家を伝領す、氏の明神、之を惡み、遂に此の罰を致す」としるし、「或人云ふ、白川殿の所領已下の事、皆悉く内の御沙汰たるべしと云々、愚推相叶ひ了んぬ、悲しむべし悲しむべし、但し春日大明神、定めて御計ひ有るか」と春日明神の神慮による氏族の利益を仰いでいる。春日祭はかかる信仰をもつ氏人の共同の氏神祭祀であつた。

鹿島神の遙祀からおこつた春日神社は、平安時代に入つてしだいに独立の信仰を獲得するようになった。春日神・春日大神・春日明神なる神号はこれを象徴した。春日神社は官僚貴族なる藤原氏の氏神であり、氏人共同の祭祀は春日祭であつた。一族を守護し異姓に利益しない氏神信仰は、平安時代にもなお生きていた。

二 藤原氏の氏寺とその法会

仏教は世界宗教である。しかも仏教の公伝は蘇我氏の受容によつてみとめられ、仏像安置の金堂を中心とする寺院は、中央の氏族によつておこされた。寺院は氏寺であつた。ここに仏教受容の問題点がひそんでいた。

藤原氏の氏寺は興福寺であつた。興福寺の縁起については、昌泰三年（九〇〇）致任左大臣藤原良世の撰した興福寺縁起がまともなものとして現存する。この縁起の記事はほとんど奈良時代の興福寺資財帳にのる縁起をひききついでいる。山階流記には「天平記云」「宝字記云」「延暦記云」「弘仁記云」と四度の資財帳の逸文が断片的に見出される。興福寺縁起はこれらの資財帳のあとをおそつたのである。天平記は天平流記ともしるされ、「天平流記云、講堂一基」とひかれていたから、法隆寺・大安寺・元興寺の資財帳とひとしく、天平十八年（七四六）十月の勅令にもとづいて成り、翌年二月に上進されたものとおもわれる。講堂の建立は天平十八年（七四六）正月にかかるからである。宝字記は孝謙天皇の在位年間、天平

宝字二年(七五八)七月以前の天平宝字年間、延暦記は延暦十年(七九一)三月以前の撰集とかんがえられる。宝字記の縁起は最初に「興福寺旧名 山階 厩坂寺、亦云」とし、鎌足の事蹟から説きおこしている。良世の撰集せる興福寺縁起は、山階流記に「旧記云」としてひく金堂の縁起とほとんど契合する。この旧記は宝字記より後の成立であろう。

宝字記と良世の興福寺縁起を比較してみると、宝字記では、皇極天皇の代、蘇我蝦夷・入鹿の専横をうれた鎌足が、軽皇子の擁立をはかり、その事の成就をねがって丈六釈迦像一軀・脇侍菩薩像二軀・四天王像をつくらんとちかい、事成って諸像を造立したといひ、興福寺縁起では、諸像のうち四天王像を欠き、かわりに本願仏を四天王寺にすえようと志したと説いている。興福寺縁起に「天明開別天皇即位二年歲次己巳」十月、鎌足が発病した時、嫡室鏡女王が「敬みて伽藍を造り、尊像を安置せん」と請うたとしるせるを、宝字記では「天命開別天皇八年歲次己巳」十月のこととし、縁起に「大臣許さず、再三請ふ、仍て許す、此に因りて山階に開基し、始めて宝殿を構ふ」とつたえる部分は、宝字記に誤写があつて通じがたく、むしろ縁起によって訂正することができる。縁起に「神駕南遷するに違ひ、改めて厩坂に造る、和銅三年歲次庚戌、太上天皇俯して人の願に従ひ、都を平城に定む、是に於て太政大臣、先志を相承け、春日の勝地を簡んで興福の伽藍を立つ」とみえる文中の太上天皇は、宝字記では「先太上天皇」となっている。これらの諸点は宝字記と縁起のよれる原典が別なることをしめすのであろう。

宝字記の天命開別天皇八年歲次己巳は日本書紀の紀年法と一致する。良世の縁起における天命開別天皇即位二年歲次己巳は天皇の稱制時代をのぞいた計算であり、鎌足伝の紀年法と符節する。宝字記では、一般に元明天皇を奈良山太上天皇、元正天皇を中太上天皇とよび、縁起のところでのみ元明天皇を先太上天皇とししている。元明天皇を先太上天皇と稱するのは、中太上天皇の前なる太上天皇の意味であろうか。山階流記の東院仏殿院の条に「又云、葉師浄土縁起者、祖龜三年丙寅秋七月、今帝陛下私云、聖武天皇、延暦記云、延奉三為太上天皇、元正天皇也、寢膳不_レ安、勅_二司所_一二敬

奉_三造立_二也、延暦記云、寢膳乖_レ常、降_レ勅所造_レ之」とみえる文中の「又云」の一節は、原典をあきらかにしていないけれど、聖武天皇を今帝陛下、元正天皇を太上天皇とするのは、天平記に由来することを意味する。良世の縁起はこの表現をそのままおそっている。金堂の条では、元明天皇を単に太上天皇と稱する。良世の縁起は天平記にもとづく旧記を主体とするのであろう。

鎌足は山背国宇治郡山階里陶原に私第を有し、そこに謂わゆる山階精舎が創建された。山階精舎の名称は鎌足伝に出ている。三宝総詞には「後に不比等のをとど、興福寺をたて玉ふ、彼の山階の陶原の家の堂具をわたしつくれるによりて、奈良の京にたてたるを山階寺といふ也」と興福寺金堂が山階里陶原の第の堂具をうつして成ったことをつたえ、今昔物語集にも「山階ノ末原ノ家ヲ運ビ移シテ造レルニ依リテ、奈良ノ京ニ起テタレドモ、南山階寺トイヘリ」とその所伝をつぎ、伊呂波字類抄には「山階陶原の家の精舎を遷し、興福寺を立てて此の会を修む」と陶原の第の堂具が山階精舎にあたることをあきらかにしている。しかし宝字記や扶桑略記などによれば、山階精舎と興福寺の間には厩坂寺が存する。厩坂寺は天武天皇飛鳥遷都の後、不比等がたてた私寺であり、それが平城遷都によってさらに春日山下にうつって興福寺となったのである。

山階精舎には丈六の釈迦三尊像が安置された。興福寺金堂の由来はこの精舎に存した。興福寺縁起では、鎌足が軽皇子の擁立に際してつくり四天王寺に安置する計画だったという。天平記もほぼこれにひとしい所伝であったろう。源平盛衰記では、発願者を皇極天皇にあらためている。だがかかる本願ははたして造像当時の実情を正しく保存しているのであろうか。答は否である。この問題についてはかつて評論したので、ここでは割愛したい。結論だけを要約すれば、崇峻紀における四天王寺および法興寺の縁起に著しく類似する縁起であり、法興寺に対抗する勢をしめはじめた興福寺が、藤原氏の私寺としておこった山階精舎を、国家鎮護の本願をもつように創作したものとかんがえられる。それは興福寺が大寺となった後のことではなければならない。

大化改新の際、朝廷は寺院官治の方針をうち出した。孝徳紀の大化元年

(六四王) 八月の条に、諸大寺の僧尼をあつめて大法師福亮以下の十師をさだめ、諸寺に寺主と寺司をおき、来目臣(闕名)・三輪色夫君・額田部連明を法頭に任ずることを宣告している。これが改新の際の寺院政策であった。この重大決定には内臣鎌足が中心になっていたのであろう。ここに興福寺の縁起が鏡女王の造寺要望に対して「大臣許さず」とつたえる意味の真实性がみとめられる。「内大臣、枕席安からず、嫡室鏡女王謂ひて日く、敬みて伽藍を造り、尊像を安置せんと、大臣許さず。」「再三請ふ、仍て許す」は、寺院をつくることではなく、邸内に簡単な仏殿をもうけることをゆるしたのである。三宝絵詞の「山階の陶原の家の堂」、伊呂波字類抄の「山階陶原の家の精舎」なる標記が、このことをものがたっている。鎌足は寺院官治の政策をおもんじて私寺の建立をゆるさなかったとせねばならない。天武天皇の九年(六八一)にはじめて諸寺の官治の方針がとかれ、「今より以後、国の大寺たるもの二三を除く以外は、官司治むること莫れ」と勅命した。これによって不比等は厩坂寺をつくり、興福寺をいとなむを得た。それはともに藤原氏の私寺としてたてられた。興福寺は養老四年(七二〇)十月に官營となった。続日本紀に「始めて…造興福寺仏殿の三司を置く」と出ている。不比等はすでに二月前の八月に歿していた。不比等の時代には、興福寺は完全に私寺であった。

養老五年(七二一)八月、不比等の一週忌には元明上皇と元正天皇の本願による北円堂が成り、弥勒像が本尊として安置された。養老四年(七二〇)十月の造興福寺司は北円堂造営のためにおかれたのである。神龜三年(七二六)聖武天皇は東金堂を、天平二年(七三〇)光明皇后はその五重塔を、同六年(七三四)西金堂を建立した。この間に興福寺の大寺たる位置がさだまった。天平七年(七三五)五月、興福寺は大安・薬師・元興の三大寺とともに大般若經の転読を命ぜられた。それは続日本紀の文武天皇三年(六九五)五月の条に「太上天皇の奉為に齋を大安・薬師・元興・弘福の四寺に設く」とのべ、同三月の条に「四大寺に勅して大般若經を読ましむ」としるせるのと対照して、この頃、興福寺が弘福寺にかわって四大寺の一となったことを意味する。その決定的な前提条件は光明皇后の冊立であった。草創の縁起に鎌足の輕皇子擁立が入ったのは、興福寺の大寺と

しての性格がさざまり、四大寺の一となって元興寺と比敵しはじめた時代のことなのであろう。この時代には法相宗の大寺としても両寺は張りあっていた。

聖武天皇の代には、大化のはじめの官寺の政策が再確認されて園分寺造營の詔となり、僧寺は金光明四天王護国之寺と称し、七重塔には金光明最勝王經を安置させた。この時代色が興福寺の縁起に充分に反映している。

金堂の釈迦三尊像ははたして鎌足が造立したのか、あるいは鏡女王が鎌足のために造立したのかは、にわかに決定できない。しかし山階精金は鎌足の追福の堂舎として成ったのであり、それが興福寺の金堂にひきつがれたことは、縁起のつたえるところであろう。金堂は宝字記には中仏殿一乘院、延暦記に中金堂院の金堂一字とされる。安置の仏像は釈迦像を本尊とし、延暦記によれば、脇侍二軀は十一面觀音、二軀は薬王・薬上の菩薩像である。養老五年(七二一)八月、不比等の一週忌に際し、夫人橘三千代は弥勒淨土を造立して安置した。

東金堂については、興福寺縁起に薬師仏像ならびに脇侍菩薩像を安置せるを神龜三年(七二六)七月とし、「今帝陛下」が太上天皇の宿願安からざるをうれえ、所司に勅して造立したとつたえるのに対し、上述のごとく今帝は聖武天皇、太上天皇は元正上皇と判定される。山階流記では、弘仁記を引用して薬師淨土の縁起としてこれをあげるけれど、それは実は天平記以来の内容とおもわれる。安置の本尊は宝字記に「薬師丈六一軀」とし、これに脇侍二菩薩と涅槃像がそえられている。涅槃像は延暦記に「丙午年」の作となっており、丙午年は天平神護二年(七六六)であろう。東金堂は興福寺縁起に天平二年(七三〇)四月、光明皇后が発願し、親しく土をはこんで成ったという。安置仏は天平記の所載がみあたらない。宝字記には、東方の薬師淨土變、南方の釈迦淨土變、西方の阿彌陀淨土變、北方の弥勒淨土變の内容がくわしい。四方淨土は法隆寺五重塔にみられるものとおなじである。

西金堂の縁起については、宝字記に、光明皇后が天平六年(七三四)で月、先妣橘三千代の忌日を期して建立したとしている。安置仏としては、釈迦丈六一軀・脇侍菩薩二軀・羅睺羅一軀・梵天王一軀・

帝釈像一軀・四大天王・八部神王があげられ、延暦加法では、阿弥陀像一軀・不空絹索観自在菩薩一軀・十一面自在菩薩一軀がくわえられている。これらの安置仏のうち密教系仏像二軀に注意を要する。

東院の西檢皮葺堂は、延暦記によれば、天平宝字五年（七六一）二月、藤原仲麻呂が淳仁天皇の勅を奉じて光明皇后の追福のために建立し、観音像を安置したところである。同十月には、仲麻呂自ら発願して聖武天皇の追福のために補陀洛山浄土変を刺繍して西堂の西辺に、光明皇后の追福のために阿弥陀浄土変を刺繍して東辺に安置した。延暦記加注には、ほかに阿弥陀丈六像・脇侍菩薩二口がのっている。これらの背景から推して、最初の安置の本尊は阿弥陀仏補処の菩薩像だったとせねばなるまい。西堂の成る前年、朝廷は諸国に命じて光明皇后の追福のために阿弥陀浄土変をつくり、称讚浄土経をうつして国分尼寺におき、礼拝供養をおこなわせた。

その翌年には、法華寺内に阿弥陀浄土院を設け、諸国分尼寺に阿弥陀三尊像を安置させた。¹⁹ 国分尼寺の本尊はあきらかでないけれど、天平十二年（七四〇）九月、四畿道内七道諸国に詔して観音像一軀を国ごとにつくらせていて、あるいはそれが翌年の国分寺建立の詔によって尼寺におさまったのかも知れない。法華寺の本尊は観音像である。それらの観音像はもちろん安置の法華経に由来する信仰の対象であろうが、西堂の観音像はむしろ淳仁朝の浄土教指頭にもとづく理解であろう。光明皇后の追福を本願とする点は、国分尼寺の創立理由と異なる。

西檢皮葺堂に対する東瓦葺堂は、延暦記に、十万基の小塔を安んじ、かたわらに阿弥陀像と一切経をおさめたと云い、その小塔は天平宝字八年（七六四）九月、孝謙上皇が兵革に際して百万基の小塔をつくってかけた時のものである。安置の阿弥陀丈六仏像・脇侍二菩薩像は「正三位尚侍尚藏藤原夫人」が「往生の因」としてつくったのであり、一切経は「所天故正一位右大臣藤原」および「先考左右京大夫藤原」「先妣從四位下堂麻氏」のためにおさめ、日々三僧を屈して読経するようにさだめたものである。

「正三位尚侍尚藏藤原夫人」とは、続日本紀の天応二年（七八二）四月の条に「尚侍從二位藤原朝臣百能薨す、兵部卿從三位麻呂が女なり、右大臣豊成に適けり、大臣薨して後、志を得ること年久しく、内職に供奉して貞

固を称へらる」とみえる藤原百能にあたる。百能は同書宝龜九年（七七八）八月の条に「正三位藤原百能に從二位を授く」と出ていて、この時以前が正三位でさった。「所天故正一位右大臣藤原」は豊成、「先考左右京大夫藤原」は尊卑分脈に

山陽道鎮撫使
左右京大夫

從三位

權參議

兵部卿

唐

子孫相統
註他卷

としるせる麻呂にあたり、「先妣從四位下堂麻氏」は同書に

從二位
百能

母當麻氏
桓武御宇尚侍

と出ている。阿弥陀三尊像は宝龜九年（七七八）八月以前、すなわち百能の正三位時代の作である。山階流記には、この縁起に対して「延暦・弘仁の流記、之に同じ」と注せられている。延暦記加注には、ほかに弥勒檀像一軀・縫僻子釈迦浄土変一台・繡阿弥陀浄土変一台が見出される。

檢皮葺後堂は地藏堂とも名づけられ、宝龜三年（七七二）二月、「孝婦從三位尚侍尚藏大野命婦・孝子從三位治部卿藤原家依朝臣等」が「所天太政大臣藤原」のために阿弥陀三尊像・葉師三尊像・不空絹索観音像などを造立し、暮年に成って安置したところである。この某流記の所伝に対し、山階流記は「延暦記・弘仁記之に同じ」と注している。大野命婦は続日本紀の天応元年（七八一）三月の条に「尚侍兼尚藏正三位大野朝臣仲任薨す從二位東人の女なり」とみえる大野仲任にあたる。所天は宝龜二年（七七二）二月に歿せる永手であり、造像は一周忌を期したのである。この後堂は、山階流記に「延暦記云」としてあげる檢皮葺掃守殿にひとしい。檢皮葺掃守殿には阿弥陀三尊像・葉師三尊像・不空絹索観音像のほかは地藏像と阿弥陀浄土画がくわわっている。これは地藏像の追加に意味をもつ。地藏は不空絹索観音像の宝冠の化仏阿弥陀と一体視される存在であり、その意味を同時追加の阿弥陀浄土画によってくみとることができる。地藏堂の

名称はここからおこったのであろう。

北円堂は宝字記に、右大臣長屋王が元明上皇・元正天皇の命をうけて不比等の追福のために建立し、一周忌の養老五年（七二一）八月に完成したとつたえ、安置仏としては、弥勒一軀・脇侍菩薩二軀・羅漢二軀・四天王像をあげている。これは橋三千代夫人が金堂に弥勒浄土をおさめたのと同じ時であった。建築は八角の宝形円堂である。

南円堂も八角の宝形円堂である。興福寺縁起によれば、安置の不空鞞索観音像は内麻呂が造立し、弘仁四年（八一三）十月、冬嗣がそれを本尊として本円堂をたて、七日にわたる先考追福の法会を修したという。ただ同縁起の講堂の条に「件の尊像は弘仁四年を以て長岡右大臣造り奉る、未だ南円堂を作らざるの間、仮に以て安置す」とみえるのが問題である。何故なら内麻呂の死は弘仁三年（八一二）十月であり、弘仁四年（八一三）の造立はあり得ないことと、天平十七年（七四五）造立とする講堂の不空鞞索観音像についての記事として不適當なることがかんがえられる。しかし南円堂の本尊が講堂からうつされたものなることは、宝字記に「法務御房、後に南円堂に移すと云々」と後の注らしい記事がくわわっていることと対照して真実らしい。ここで想起されるのは、延暦十年（七九一）に講堂の本尊が阿弥陀三尊像にかわったことである。その際に旧本尊の不空鞞索観音像が他にうつされたとはいわれていない。阿弥陀三尊像は藤原乙牟漏皇后の周忌法会のために造立されたのであり、皇后は式家の出であった。不空鞞索観音像はつぎにあきらかにするごとく北家の造立であり、いつかは北家の方でもちいるを適當としていた。これを南円堂にうつしたのであろう。内麻呂の造立は別にはなかったとおもわれる。保延六年（一一四〇）頃に成れる大江親通の七大寺巡礼私記には、不空鞞観音像の宝冠の仏面を地蔵と口伝している。

講堂は金堂の後方に位した。興福寺縁起では、房前の夫人牟漏女王が天平十七年（七四五）正月、寢膳例にたがうをもって不空鞞索観音像と神咒經千巻をつくらんと発願し、はたさずして歿したため、「孝子従二位藤原夫人・正四位下民部卿藤原朝臣等」がその忌日に講堂をつくって、先妣の本願を達成したとつたえられる。これに関連して宝字記には

安置仏は不空鞞索観自在一軀

右、従二位藤原夫人・参議正四位下民部卿藤原朝臣、天平十八年歳次丙戌正月を以て先考先妣の為に造立する所なり、

とするされている。天平時代の藤原夫人は、一人は天平二十年（七四八）六月に死せる武智麻呂の女、一人は天平宝字四年（七六〇）正月に歿せる房前の女である。従二位藤原夫人は後者にあたる。天平十八年（七四六）正月の参議正四位上民部卿は仲麻呂であった。だが仲麻呂は正三位藤原夫人とともに武智麻呂の孝子であり、房前夫人の孝子とはならない。従二位藤原夫人は天平十八年（七四六）正月以後の昇叙による表現である。これとならぶ参議正四位下民部卿藤原朝臣も同様にかんがえてよからう。従二位藤原夫人とならぶ房前夫人の孝子は、続日本紀の天平勝宝四年（七五二）閏三月の条に、清河が正四位下に叙せられたことが出ており、尊卑分脈により彼の参議であり民部卿であったことも知られる。「参議正四位下民部卿」は彼の渡唐の際の官職をそのままとったのである。牟漏女王は天平十八年（七四六）正月に歿した²²。その点、この時を興福寺縁起に「忌日」とするのはまちがっている。むしろ宝字記のように先考先妣のためとする方が正しい。たまたま天平九年（七四七）に歿せる房前の十年忌を期して不空鞞索観音像の造立と講堂の建立をすすめていたが、その際に牟漏女王の病臥にあい、病氣平癒の祈願の対象ともなった。女王の死によって先考先妣のためという意味が生れたと解したい。

弘仁記によると、延暦十年（七九一）三月、乙牟漏皇后の周忌齋会にあたり、阿弥陀像一軀・脇侍菩薩像二軀等をつくり、雑經八百三十六巻をうつして安置した。それから阿弥陀三尊像が講堂の本尊となった。興福寺濫觴記には「本尊阿弥陀如来 座像御長六尺 建久年中、春日大仏師法師院尊造之」としている。それは前例をおそった造立であった。

興福寺の堂塔は藤原氏の氏人の追福のための仏像を安置した。いずれも「孝子」によって造立し建立された。家の宗教がここに再現している。世界宗教なる仏教が家の宗教となつて貴族の間に根を下した。藤原氏の氏人は先考先妣の追福を至孝の道とした。彼等は先考先妣の浄土往生をねがって仏像を造立し堂塔をつくって追福の仏事をいとなんだ。神祇信仰がもつ

ばら現世利益の祈願に終始し、死後の黄泉国を汚なく穢れたところとしたのに対し、浄土信仰は死後の世界を明るく清いものとした。当事の浄土信仰は過往の人の冥福をねがう遺族の追福仏事としておこった。興福寺に安置された浄土は、つぎのように分類される。

积迦浄土	五重塔	天平二年	(730)
	方南		
東院東塔		延暦十年	(791)
彌勒浄土	金堂	養老五年	(721)
	方北	天平二年	(730)
五重塔		天平二年	(730)
藥師浄土	東金堂	神龜三年	(726)
	方東	天平二年	(730)
五重塔		天平二年	(730)
阿弥陀浄土	五重塔	天平二年	(730)
	方西	天平二年	(730)
東院西堂		天平宝字五年	(761)
東院東堂		延暦十年	(791)
		以後	
東院地藏堂		延暦十年	(791)
		以後	
觀音浄土	東院西堂	天平宝字五年	(761)
彌勒浄土は不比等の追福仏事までにあらわれ、光明皇后の際からはほとんど阿弥陀浄土にうつっている。この關係を造像の上に対比してみると、			
彌勒像	金堂	養老五年	(721)
	北門堂	養老五年	(721)
	五重塔	天平二年	(730)
	方北		
東金堂		延暦十年	(791)
		以後	
東院東堂		延暦十年	(791)
		以後	

阿弥陀像 五重塔西 天平二年 (730)

東院西堂 天平宝字五年 (761)

東院後堂 宝龜三年 (772)

東院東堂 宝龜九年 (778)

講堂 延暦十年 (791)

掃守殿 延暦十年 (791) 以前

東金堂 延暦十年 (791) 以前

西金堂 延暦十年 (791) 以前

となる。天平二年(七三〇)というよりも天平宝字五年(七六一)に一分水嶺がみとめられる。平安時代には彌勒浄土と阿弥陀浄土とが往生の対象になるけれど、阿弥陀浄土の優勢はこの頃からあらわれてくる。それまではあまり顕著ではなく、むしろ彌勒浄土の信仰におさえられていた。法華經には女人の阿弥陀浄土往生が説かれていて、それが光明皇后の追福にもっとも適當する仏説としてとられ、法華寺・國分尼寺の追福仏事となった。

興福寺のもっとも重要な仏事は、教祖釈迦の法会または法相宗の祖窺基の法会、すなわち常楽会・慈恩会ではなく、藤原氏の一祖鎌足忌の維摩会であり、ついでは北家の内麻呂忌の法華会であった。二法会は学問寺としての興福寺のあり方ともたくみにからみあっていた。

維摩会は鎌足を藤原氏の一祖とする歴史的事実の上におもんぜられた法会であった。続日本紀の神龜四年(七二二)十二月の条に「正三位巢穴養宿称三千代言す、巢穴養連五百依・安麻呂・小山守大麻呂等はこれ一祖の子孫にして、骨肉の孔親なり、共に天恩に沐して同じく宿称の姓を給はんと、詔して之を許す、」新撰姓氏録の山城國諸蕃秦忌の条に「秦氏等の一祖の子孫、或は居住に就き、或は行事に依り、別れて數腹と為る」と氏族構成における一祖の存在をしめしている。鎌足は藤原氏の一祖であっ

た。これは天神地祇を始点とする神別氏族の系譜中では特異な例である。藤原氏が維摩会を尊重する理由は、それが一祖鎌足の忌辰仏事だったことに存した。興福寺が最高の法会とした理由も、鎌足を一祖とする藤原氏の氏寺だったからである。鎌足・不比等・仲麻呂と維摩会の創始・復興との関係はここでは省略したい。ただ不比等が鎌足忌における維摩会の創始者だったことだけはことわっておかねばならない。期日は十月十日から十六日におよんだ。

天平宝字元年（七五七）閏八月、仲麻呂は奏請して伝領する鎌足の功田百町を維摩会の用途にあてた。²²その奏言中に「皇宗を奉翼して佛法を住持し、尊霊を引導して学徒を催勸する者なり」と説いている。「尊霊」は鎌足の幽霊である。維摩会は尊霊をむかえて藤原四家の連帯を確認し、氏族の繁栄を希求する機会であった。元永二年（一一一九）十月三十日付の長者宣に「鎮に藤原氏の繁昌を祈る」法会としている。²³春日権現験記の維摩会図をみると、鎌倉時代には、中央の壇上に阿弥陀三尊像をやすんじ、その左右前方に維摩・文珠の像を配し、壇上の四隅に守護の四天王像をすえたことが知られる。阿弥陀三尊像を安置するは、乙年漏皇后の周忌齋会以来、講堂に造立されたのをもちいたためであろう。

藤原氏の氏は維摩会に参列するためには春日祭に准ずる休暇があたえられた。そのことは太政官式に明記されている。おなじ氏人でも五位と六位の間には差別があった。式部省式には、六位以下にも堂前の座につくをゆるす規定が存する。太政官式によれば、藤原氏の行事大夫は氏中のさわりなき輩を点定して外記に付し、付記はそれを大臣に通達して参列させた。西宮記では、勸学院別当が参会人の交名を長者にすすめるとしている。事がおわった後には、見参の歴名を録して奏聞し、不参者は式部省・兵部省に下して処分した。五位以上の場合には新嘗の節会にあずかるをゆるさず、六位以下の場合には季禄をうばった。これらの規定は春日祭より少し嚴重である。中右記の承徳二年（一〇九八）十月の条には、「維摩会の間、勅使たる弁は必らず春日御社に参る」とみえ、承和元年（八三四）公事となった後、勅使たる氏人の弁が維摩会の間、春日神社に参詣する例をひらいたらしい。大化前代において、氏神と祖神の祭によってむすばれた氏族

は、ことにいたって氏寺における一祖の忌辰仏事をくわえた。

藤原氏としては、鎌足については四家をわかちおこせる不比等が、重要な位置をしめている。北円堂は不比等の追福のための弥勒像を安置し、橋三千代夫人は追福の弥勒浄土を造立し、光明皇后は山背・越前両国の水田七十町を不比等忌の料として施入した。²⁴

興福寺の国忌は藤原氏出の皇后のために存在した。光明皇后の追福の仏事としては、統日本紀の天平宝字五年（七六一）六月の条に「山階寺において、毎年、皇太后の忌日に梵網経を講じ、京南の田井町を捨して以て其の用に供す、又田十町を捨して法華寺に於て毎年、忌日より一七日の間、僧十人を請じて阿弥陀仏を礼拝せしむ」としるされている。法華寺の阿弥陀仏は浄土院に安置された。興福寺では、これよりさき天平勝宝八年（七五六）十二月に孝謙天皇の勅命によって安宿王・大伴古麻呂が来て梵網経を講説したことがある。²⁵梵網講は鑑真の来朝によって興隆せる講会であり、それがここにいたって光明皇后の忌辰仏事にさだめられたのである。

法華寺浄土院の創建は興福寺東院西堂の創建とおなじく淳仁天皇・藤原仲麻呂の発願であつたらう。孝謙天皇は梵網講を興福寺でもよおさせた時に、「菩薩戒は梵網経に本づく、功德巍巍として逝者を資く」と云い、「この妙福无上の威力をもって冥路の鸞輿を翼け、華蔵の宝刹に向はしめんと欲す」と梵網講の功德による華蔵往生をのぞんでいる。²⁶東大寺八幡宮の快慶作僧形八幡神像銘には

願我臨欲二命終時上、尽除三一切諸障碍、面三見彼仏阿弥陀、即得往生安樂國、

と四十華嚴経の章句がひかれているが、このように華嚴経には極樂往生が説かれていて、無量寿経や阿弥陀経、ひいては法華経の所説ともつらなる。朝廷が称讃浄土経をうつつして諸国分尼寺に安置し、法華寺浄土院で阿弥陀仏を礼拝させたのは、おそらくかかる関連にもとづくのであろう。東院西堂の忌辰仏事では、称讃浄土教が説誦されたとおもわれる。

南円堂は藤原氏のうちでもっともさかえた北家の庇護があつて、ここでおこなわれた忌辰仏事は、鎌足忌の維摩会につぐ權威をたもった。それは内麻呂忌の法華会であり、ついでには冬嗣忌の長講会もおもんぜられた。

法華会は弘仁八年（八一七）冬嗣によってはじめられた。興福寺縁起によれば、内麻呂はそれより五年前の十月六日に歿しており、法華会は九月三十日から十月六日におよぶ七日間の行事であった。長講会は承和十三年（八四六）良房によっておこされた。冬嗣は天長三年（八二六）七月二十四日、同夫人は同九月四日にあいついで歿した。このために長講会の日取りは七月二十四日を開白、九月四日を結願とした。はじめは涅槃經のみの講説であったが、後には一切經を環講することとなった。料米は法華会・長講会ともに鹿田庄からおくられた。鹿田庄は殿下渡領の一であった。

興福寺は法相宗でぬきんできた。しかし窺基・惠沼・智周の忌辰仏事は維摩会・法華会のつぎに位し、それをこえることはできなかった。そこに氏寺としての興福寺の性格が存した。追福の仏事には設齋がともなつた。続日本紀の大寶二年（七〇二）十二月の条に「甲寅、太上天皇崩ず、……丁巳、齋を四大寺に設く」、翌三年（七〇三）二月の条に「癸卯、是の日、太上天皇の七七日に当る、使を四大寺及び四天王・山田等卅三寺に遣して齋を設く」、四月の条に「癸巳、太上天皇の奉為に百日の齋を御在所に設く」と持統天皇のために中陰ならびに百日の設齋がいとなまれたことが出ている。興福寺における追福の仏事も当初から設齋をともなつたであろう。設齋は共食の役割をはたした。

見來るところ、興福寺ははじめから七堂伽藍を完備せる大寺として出発したのではなく、しだいに堂塔を増設して東大寺・大安寺・薬師寺・元興寺などと比肩し得る寺院となつたのである。和漢三才図会には、金堂・北円堂・東金堂・五重塔・西金堂・講堂・食堂をならべあげ、「以上を俗に七堂伽藍と云ふ」と注している。これらの堂塔が天平記にみとめられたことはたしかである。その後、東院の諸堂・南円堂がくわつた。諸堂塔には釈迦・薬師・阿弥陀・弥勒・観音などを本尊とする仏像がおびただしい。正に芭蕉が

菊の香や奈良には古き仏たち

とよんだとおりの風光であった。それらの仏像が藤原氏の祖宗の追福のために造立され、さらに諸仏の浄土が配備されたところに特色をもつてい

る。祖宗の浄土往生成仏を子孫がこいねがったのである。

観心寺の金銅像光背銘には「恒に浄土に生れ」と浄土往生を造像の功德としているが、多武峯の栗原寺鐺盤銘では「此の功德を藉りて、皇太子の神靈、速かに天上菩提果を証し」と速証菩提がねがわれている。その速証菩提は「七世の神靈、共に彼岸に登り」とも云っているのと対照して、彼岸の往生によって得られるものなることが想察される。貴人の死を「神上ります」「神遊ります」と信じた上代人には、彼岸の浄土は成仏するところとして何の不思議も感ぜられなかったであろう。上代人は死者即神の觀念をすすめて祖神を定立した。それがやがて過往の父祖の成仏を信じさせた。謂わゆる聖武天皇詔書銅板に、浄土に陪遊せる藤原氏の父祖が「長く後代を顧みて聖朝を衛り、「子孫の上に福を垂れているとするは、成仏せる父祖の冥加を仰いでいるのである。興福寺は成仏せる祖宗の冥加を期する氏寺であった。諸地方に見出される年忌の三十三年をトイキリまたはトムライアゲとする理由は、一世三十年の通念とつらなり、そこで孝子の回向業はおわり父祖は神化される。七堂三宝の背後には成仏せる藤原氏の祖宗がひそんでいた。中右記の保延三年（一一三七）十月の条に「藤原氏の八、四所明神・七堂三宝を全くおろかに思ふべからず、深く憑み奉るべき也」と説いている。七堂三宝は春日四所の明神とならぶ藤原氏の守護者である。同書の寛治四年（一一〇九）十二月の条には「今夜、興福寺三宝を夢み奉る、冥助有るべきの由、夢中に其の告有り」とみえる。氏人の興福寺信仰が典型的にうかがわれる。

諸堂のうちでは金堂と南円堂がもっともおもんぜられた。小右記の正暦元年（九九〇）九月の条に「今日より三七箇日、春日御社に御幣を奉る、又興福寺釈迦堂に御明一坏を奉る、又南円堂に御明を奉る、皆今日より三今日を限り供へ奉る所なり」と春日奉幣にならんで興福寺金堂南円堂の献灯をおこない、二十一日間の祈禱をつづけたことがしるされている。また左経記の万寿三年（一一〇三六）九月の条には、道長が中宮威子の安産をねがって、東大寺大仏殿で別当観真に日ごとに法華經を、興福寺金堂で別当扶公に、南円堂で律師經理にそれぞれ仁王經を誦誦させたのである。後には南円堂の方が金堂より先となった。中右記の永久二年（一一一四）八月の

一条に「一条殿、御社・南円堂に参詣せしめ給ふ」、台記の久安四年(一一四八)九月の条に「女子、春日社および南円堂に参る、入内を、」山槐記の仁平四年(一一五四)正月の条に「春日社に於て金剛般若・唯識論を転読せしめ、南円堂に於て不空羂索を転読せしむ」と南円堂が春日神社とともに祈願の場所となり、金堂がはぶかれていた。これは南円堂が北家の内麻呂・冬嗣の菩提所だったからである。平重衡の南都焼打の際には、氏長者兼美は身を挺して興福寺の復興にあたった。愚管抄に「サテ九条殿ハ撰六本意ニカナイテ、物モナカリシ興福寺南円堂ノ不空羂索等丈六仏像、大伽藍東大寺トハナラベテツクラレケリ」と彼が不空羂索観音像と南円堂にもっとも意をそそいだ模様をあきらかにしている。建久五年(一一九四)閏八月、彼は興福寺に参詣し、まず南円堂、つぎに金堂を拜した。

藤原氏は南円堂の登壇を他姓にゆるさなかった。中右記の永長元年(一一九六)九月の条に「左大臣・中宮大夫、南円堂の壇上に登り、御仏を拜し奉らる。彼の人己に源氏たり、異姓の人、昔より此の御堂に入らず、仍て人々甘心せず」と裏書され、満濟准后日記に、応永九年(一一三九九)足利義満が登壇したことについて、「藤氏外へ壇上に登らざる也、……壇上に於て御拜これ在り、御法体の故か、如何」といふかれるがごとき、藤原氏盛時の状況を想察させるに足るであろう。これは氏神信仰の閉鎖性・排他性に通ずる氏寺信仰の極端な一面があらわれ出た好例である。

仏教伝来以前における氏族の連帯は、祖先の墳墓を中核とした。高塚古墳はそのことを何よりも雄弁に物がたっている。飛鳥時代にはなおその風習をたたなかつた。蘇我馬子が歿した時、一族は葬所にあつまって墳墓の造営にしたがった。しかし同時に父祖の追福のために氏寺がつくられるようになった。ついに氏寺の忌辰仏事が父祖の墓前祭を庄倒し去り、忌辰仏事が氏族連帯の中心行事となった。興福寺の歴史はその事実をもっともよく保存した。

三 藤原氏諸一門の氏寺とその法会

北家は良房の摂政、基経の関白によって栄花の基をひらき、道長にいた

って絶頂に達した。歴代の栄花は造寺によって象徴された。基経は極楽寺忠平は法性寺、兼家は法興院、道長は法成寺、頼通は平等院を建立した。いずれも台密家によって指導され、台密家を住持とした。

藤原氏の氏は生れながらにして興福寺の檀越であり、興福寺を氏寺として信仰した。しかし氏人個人としては自由意志によって東密または台密に帰し、密教家を自己の祈禱者として師檀の関係をむすんだ。撰関家はもっぱら台密家をえらんだ。これが台密家を自己の祈禱者の住持に任じた理由である。延暦寺と北家の関係は最澄以来、密接であった。順序としてこの方面の事情を一瞥しておこう。

桓武天皇の代、遷都派の和氣清麻呂の男弘世は仁忠から「宿縁の追ふ所、大師に奉侍せり」と称せられ、延暦二十一年(八〇二)には、高尾山寺に最澄を請じて天台の妙旨を講演させた。天皇・清麻呂と志を一にせる北家の人々も最澄を支持した。同十三年(七九四)九月、一乗止観院の中堂成るや、北家の小黒麻呂がその供養にのぞんだとつたえられ、同二十五年(八〇六)正月、内麻呂は中納言として南都の僧綱と折衝して天台宗を公認にみちびき、弘仁十三年(八二二)六月、冬嗣は右大臣として最澄の死後一週間目に大乘戒壇の建立を允許にみちびいた。仁忠の叡山大師伝によれば、最澄はつねに「山中の同法、今世後世、当に深心を結ぶべし、浅志を懐くこと勿れ」とかたつて二十八人の外護者の名前をあげた。筆頭は正二位右大臣冬嗣であり、藤原氏の氏人としては冬嗣のほかに従三位三守・正五位下右丞愛発・美作守是人・従五位下浄本・丹波守夏州・主殿頭成三・遠江守衛・春宮亮常嗣・駿河守春津・正六位上主殿助永雄・図書助常永・大学助助・右大史制雄の十三人が入っている。他氏は正三位良峯安世を筆頭とし、参議大伴国道・左近衛少将和氣真綱・左丞和氣弘世らをおくめて十四人であった。藤原氏の氏は二十八人の半ばを占めている。最初の延暦寺俗別当は藤原三守と大伴国道であった。藤原氏は他氏をしのいで圧倒的に最澄を外護した。

良房は最澄の遺志にもとづいて天台僧を国々の講師にくわえんとする運動をたすけ、叡山に八部院を建立し、基経は山王院を改築した。台密の円仁は仁明天皇の護持僧、円珍は清和天皇の護持僧となり、撰録の帰依を得

る機縁をひらいた。日本紀略の延長七年(九二七)十二月の条には、天台僧千口が檢校左大臣時平の五十算賀を講堂でおこない、天祿四年(九七三)二月の条に、右大臣頼忠が延暦寺檢校に任じ、御堂関白記の長徳元年(九九五)六月の条に、右大臣道長がその任について山僧の参賀をうけたことが出ている。師輔の子尋禪から相ついで撰闕家の子弟が入山したのも偶然ではなく、歴代が叡山の檢校に任ずるようになっていたのである。ただそれは撰闕家が延暦寺を氏寺とした意味ではなかった。全体の氏寺はあくまで興福寺であった。

貞観十五年(八七三)九月、良房の一周忌には、基経は水田若干町を興福寺に施入した³⁸。その施入願文に「追福の布施」に言及しているのは良房の忌辰仏事が興福寺でいとなまれたことを意味するのであろう。しかるに基経は生前に自己の祈禱寺を平安京に創建し、男時平がこれを完成した³⁹。本尊は觀世音菩薩像であった⁴⁰。日本靈異記に「觀世音菩薩は願ふ所を能く与ふ」とみえ、基経の期待もそこであったのであろう。寺院は成るや、極楽寺と名づけられた。極楽寺は基経の死によって菩提寺となった。貞信公記抄の延喜十四年(九一四)九月の条に「宇治に参拝す、又極楽寺に入りて誦誦す、例なり」とみえ、延長二年(九二四)二月・同三年(九二五)十一月の条などにも同文があらわれる。宇治は基経の墓所であった。

忠平の創建せる法性寺については、一条兼良の花鳥余情に「法性寺は貞信公建立したまへり、尊意座主は貞信公の師檀なる故に、法性房の名をとりて法性寺とはいへり」とつたえている。貞信公記抄の延喜十九年(九一九)七月の条に「写経料を意房に送る」とみえるをはじめとして四十一回も尊意の名があらわれ、しばしば忠平のために修善し、「法性闍梨」とよばれ、天台座主となり、天慶三年(九四〇)には、平将門の調伏のために大威徳法を修した。延昌も忠平にもちいられた台密家であり、承平三年(九三三)藤原純友の調伏をおこない、同五年(九三五)法性寺の阿闍梨となつて「家法阿闍梨」と称せられ、天慶二年(九三九)同寺座主となつた。天慶十年(九四七)には天台座主に任じている⁴¹。

基経の師檀関係はあきらかでない。扶桑略記の寛平元年(八八九)九月の条には、彼が「真言経は革山惟れ首」と推したことがみえ、遍照を敬仰

していたことが知られる。同書の延喜九年(九〇九)四月の条には「左大臣時平薨す、……内供奉十禅師相応、師檀の契年久し」と時平が相応を師檀としたことが出ている。忠平は尊意・延昌に帰依した。元亨釈書によれば、道長をはじめ園成寺の観修を祈禱師とし、その修法によつて十年ならずして鼎鉉に抱る身となった。今昔物語集には、藤原知章が伊予守となつて下向する時に、山僧の清尋供奉を「祈ノ師」としてともなつたとつたえ、中右記の元永二年(一一一九)六月の条には、宗忠が年来、静俊阿闍梨を「祈人」としたことをしるしている。藤原氏の氏人はそれぞれ特定の密教家を祈禱師として師檀関係をむすんだ。撰闕家の祈禱寺には阿闍梨がおかれて修法にしたかった。

撰録の祈禱寺は基本的には台密的構成なれど、その間に南都的要素が入りこんでいる。それは安祥寺・貞観寺をおしてつたえられたものである。安祥寺は文徳天皇の母后藤原順子が天皇のために創建し、真言宗の恵運がその指導にあつた。貞観寺は清和天皇の降誕の時、外祖父良房が真言宗の真雅とはかつて創建せる道場を濫觴とした。本尊はともに毘盧遮那仏であり、東大寺大仏のながれをうけていることがわかる。法性寺本堂の本尊は扶桑略記に毘盧遮那仏としている。これはどうしても安祥寺・貞観寺の本尊をうけついでとみなければならぬ。忠平の撰録としての自覚がこの本尊を造立させたのであろう。叡山では、相応は毘盧遮那仏をつくっているけれど、一般にはあまりおこなわれていない。兼家の法興院本尊は大日如来、道長の法成寺金堂の本尊も大日如来であった。法成寺の大日如来は百葉の蓮華座に坐し、一々の蓮華葉上には百体の釈迦仏をきざみ、「仏法を住持し国家を鎮護する」を造立目的とした⁴²。これはあきらかに東大寺大仏の再現である。平等院本堂の本尊も大日如来であった。

興福寺では、釈迦像を本尊とする金堂、薬師像を本尊とする東金堂、弥勒像を本尊とする北円堂、不空鞞索觀音像を本尊とする南円堂などの諸堂が、相互に何らの関係なく並置されている。しかるに法性寺では本堂の毘盧遮那仏が諸堂の本尊を統一するとき伽藍構成である。それは毘盧遮那仏が東大寺大仏のながれをくみ、台密的構成をとれる寺院の本尊となつていることに起因する。忠平時代の法性寺堂塔としては、貞信公記抄・扶桑

略記に本堂・南堂・東堂・法華三味堂・五大堂・多宝塔の存在が確認される。東堂は薬師堂であろう。門葉記におさめる兼家の発願文には、法興院における大日・薬師・観音・五大尊の安置があまりかたにされ、御堂関白記には、東薬師堂・西堂・法華堂の存在がしめされている。法興院の東薬師堂が法性寺の東堂にあたるのであろう。南堂は観音堂ともわれる。観音堂は法成寺にも南堂として存在した。その安置仏は極楽寺の本尊のながれをくんでいる。

貞信公記抄によれば、忠平は延長二年（九二四）二月、法性寺に詣でて「始めて鐘の音を聴き」、翌三年（九二五）三月、五大尊を造立している。この前後にわたる数年が法性寺の建立期である。建立の目的が祈禱に存したことは、貞信公記抄によって容易に想察される。こころみに延長四年（九二六）の条をひもとき、忠平の仏事をひろってみよう。

正月

- 七日 物忌に依り七寺誦経、
- 十三日 尊意師、例天供、十二天供を始め行ふ、
- 十四日 物忌に依り参らず、台山に於て大般若経を転読せしむ、
- 十六日 三寺誦経御物忌、
- 十八日 三寺誦経、物忌なり、
- 廿六日 心神不調に依り、五寺誦経、
- 廿七日 三寺誦経、
- 廿八日 三寺誦経、連日御物忌、
- 二月
- 廿日 七寺誦経、心神不調夢想不吉なり、
- 三月
- 廿一日 天台に登りて宿す、
- 廿二日 修法の事、
- 廿三日 台山より帰る、
- 四月
- 四日 諸子菩提寺に参向す、今日七寺誦経、又今日より学^(覽)怜房尊勝念誦始め修す、皆成道の為なり、
- 十五日 法性寺に参り、幢を立て諷誦を修せしむ、

五月

- 廿七日 極楽寺に於て金剛経千巻を讀ましむ、今日退出し、家に宿す、七寺誦経、
- 六月
- 十六日 七寺誦経、夢想紛紜なり、
- 十七日 前坊周忌御態を極楽寺に於て修す、
- 七月
- 四日 法性寺に宿す、台山例の千巻誦経行ふ、又法性寺に於て修法始む、覚^(尊意)阿闍梨たり、大仏頂経を座主房に於て始め写さしむ、
- 廿三日 七寺誦経、夢の不吉に依る、
- 八月
- 十六日 三寺誦経、
- 廿六日 五寺誦経、告に依り崇を成す靈の為なり、
- 廿七日 今日より台山中堂に於て大般若を讀ましむ、三日、毎日一部、天変を攘はんが為なり、
- 十月
- 十日 五寺誦経、
- 廿四日 極楽寺十講始む、
- 十二月
- 廿三日 例天供始め修す、

四月四日の順子の周忌法事、六月十七日の前東宮慶頼王の周忌法事、八月廿七日の天変対処の誦経をのぞいては、忠平の關係する国家の大事または身上の事にもとづく誦経または修法である。いずれも祈禱の目的をもってゐる。これが密教の毘盧遮那仏を本尊とする本堂をもつ法性寺をつくらせたのである。他の諸堂も息災の目的に奉仕する意味をもっていた。

日本紀略によれば、延長七年（九二九）三月実頼は忠平の五十歳算賀法会を法性寺でおこない、同九月、師輔らも忠平の算賀齋会を同寺にもうけた。扶桑略記によれば、実頼の算賀法事の際には、本堂の毘盧遮那仏の前に、銀の薬師像を六角の仏殿内にいれて安置し、そこに薬師浄土をえがき、外を金蔭絵とした。講師は尊意、読師は仁観、咒願は基継、三礼は蓮舟、唄は才准、散華は泰舜、堂達は良増がつとめ、五十僧が大門から入つて堂にのぼった。日本紀略では、さらに天曆三年（九四九）三月、師尹が

忠平の七十歳算賀法会を法性寺で修し、ついで貴子もそこで忠平の算を賀している。これらの算賀法会はうたがいなく本堂本尊の毘盧遮那仏ならびにその一性格を分有する薬師仏の冥護を感謝し、あわせて将来の健康をねがう行事である。薬師像があらわれるのは、そのためとせねばならない。薬師堂の存在は健康の無事をもとめているのであろう。

五大堂は主として怨霊に対する配慮によってもうけられた。道長の法成寺金堂供養願文に、法成寺五大堂の建立を「家内に怨を成す怨霊を降さんが為」とのべている。おなじ目的が法性寺五大堂の建立に存したとかがえられる。忠平の栄華は承和の変による橘氏の排斥や時平の陰謀による道真の配流などの犠牲によってもたらされたのである。道真配流の際には、延喜四年(九〇四)四月の落雷を道真の怨霊の前ぶれとし、藤原菅根・同時平・源光・保明親王らの相つぐ天死がつづき、日本紀略に「世を挙げて云ふ、菅帥の霊魂、宿忿の所為なり」と注せられる始末となった。忠平は道真配流の詔書を廃棄して本官右大臣に復し、ついで左大官を追贈する処置をとった。貞信公記抄では、法性寺に五大尊を造立した延長三年(九二五)三月の条に、「舟上人を請じて怨霊を舍むる為に写し置く所の四巻仏名経等を講説せしむ」、翌四年(九二六)八月の条に「五寺誦経、告に依り崇を成す霊の為なり」と怨霊をおそれる記事が見出される。忠平の栄華は五大堂を必要とした。それは法成寺、平等院にもおよんでいる。

法性寺に西堂が忠平によってもうけられたかどうかは、にわかには断定できない、山城名勝志には薬師堂と西御堂が東西に相對しておかれている。今鏡には「法性寺のおと^通忠……法性寺の御堂の御所などつくりて、貞信公の御堂のかたはらにすませたまひしかば、法性寺殿とぞ申すめる」とみえ、百鍊抄の長寛三年(一一六五)二月の条には「故入道関白^通忠の周忌なり、法性寺の堂^{法性寺の大略西の祈所の内なり}にて供養す」とあり、「貞信公の御堂」は山城名勝志の西御堂にあたるらしい。忠平は天慶八年(九四五)七月、興福寺の九品往生園を善藏にもとめ、九月、仏師定豊に西方浄土園をつくらせていて、西堂の存在と関連をもつようにおもわれる。法興院は最初から西堂をそたえた。御堂関白記の長和二年(一一〇三)六月の条には「新西堂」の存在がみとめられ、寛弘八年(一一〇一)十月の焼亡後、新たに

復興したものである。法成寺・平等院では本堂・阿弥陀堂・五大堂を主要素とした。

撰録としては兼家が最初の出家者であり、正暦二年(九九〇)五月、剃髪し、七月に法興院で歿した。大鏡には「この殿、法興院におはしますことをぞ、いみじうけうせさせ給ひて、程なくぞうせおはしましき」とつたえ、栄花物語には「寝殿におはしませ給ひて」と彼の隠棲の寝殿が法興院内に存したことをあきらかにしている。道長も寛仁三年(一一〇一)三月、出家し、無量寿院をつくってうつりすんだ。頼通も致仕の後は平等院に隠棲した。貞信公記抄の天慶二年(九三九)閏七月の条に「今日、小念誦例の如し」とみえ、忠平が念誦を事としたことが知られるが、その生活は里第に念誦堂をもうけた道長や実資の生活におよんでいる。無量寿院の阿弥陀堂は念誦堂であった。法成寺は無量寿院を拡大して成ったのであり、諸堂は阿弥陀堂の後にしだいにつくられた。金堂・五大堂は治安二年(一一〇二)六月、同時に上棟、七月、両堂の新仏開眼供養会がおこなわれた。五大堂の安置仏は彩色二丈不動尊と丈六四大尊の五体であり、胎内には魔事をいゆるために大般若経をおさめた。供養願文には「家内に怨みを成すの怨霊を降さんが為なり、弟子臨終の正念を専らにせんが為なり」と造立目的をのべている。五大堂は臨終正念のためにも必要であった。忠実は康和五年(一一〇三)三月、平等院に詣で、本堂で誦経し、ついで阿弥陀堂・五大堂を巡拝した。ともに阿弥陀堂・五大堂が重要な存在となることが看取される。

撰録の祈禱寺はその死後には菩提寺となった。彼等の男系の子孫は彼等を始祖とする一門をつくり、そこを共同の菩提所とした。叡山の仏教も平安京に入っては家の宗教となって貴族に奉仕した。

最澄のとった梵網経には孝順父母の説が存し、それが観經における三福業の一なる孝養父母の説と協調し、叡山の僧侶は浄土教を孝養の仏事のうちに融解させてあやしまなかつた。栄花物語には「いづれの人もあるは先祖のたて給へる堂にてこそ忌日も説經説法もし給ふめれ」と孝養の仏事が先祖の建立せる寺院の堂舎でいとなまれたことをあかしている。

極楽寺・法性寺・法興院・法成寺・平等院でおこなわれる孝養の仏事は

やがてこれらの寺院を興福寺に準ぜしめた。忠実は殿曆の康和五年(一一〇三)十二月の条に「興福寺・極楽寺・法性寺・法興院・法成寺・平等院氏寺、」といい、頼長は台記の久安六年(一一五〇)一月の条に「興福寺・極楽寺・法性寺・法興院・法成寺・平等院、己上氏寺」としてしている。それは栄山寺文書で、武智麻呂が開基し武智麻呂の菩提所となつた栄山寺を、南家の氏寺と通称するのとひとしい。一門は先祖の忌辰仏事を紐帯とした。一門もまた家族としての氏族であり、一つの宗教によってむすばれる家族にはかならなかつた。忠実が殿曆のなかで一門をしぼれば一家とよんでいるのは、この理由によって了解することができる。

極楽寺は原則的には基経の家の宗教を奉ずる家族ならびに男系の子孫の菩提所であつた。ただ皇族には氏姓がないから、外孫の皇族はここで忌辰仏事をいとなむことをみとめた。園大曆・伊勢集には、延喜七年(九〇七)七月、皇太夫人藤原温子の七々忌を極楽寺でいとなんだことがみえ、貞信公記抄の延長二年(九二四)三月の条には、皇后藤原穩子が前坊保明親王の周忌法事を極楽寺でおこなつたことをのせ、同八年(九三〇)九月の条には、忠平の兄伊平の死ならびに極楽寺における葬送をつたえ、十月の条には、四十九日の法事を同寺で修したことをしるし、本朝世紀の天慶八年(九四五)十月の条には、仲平の七七忌をつとめたことをのべている。温子・穩子は基経の女である。一般には女系の子孫は嫁せる夫の氏族に属し、藤原氏の方には関係づけられなかつた。しかし異姓から嫁せる内室はみとめられた。極楽寺では文献に実例をのこしていないけれど、貞信公記抄の延長三年(九二五)五月の条に、内室源順子の七々忌を法性寺でいなんだことをかきとどめている。ここに宗教を紐帯とする家族と血縁のみを紐帯とする家族との相違がみとめられる。日本紀略によれば、天曆元年(九四七)七月、源高明夫人なる師輔三女の尽七日の忌辰法会は極楽寺で修せられ、康保三年(九六六)四月、右大臣頼忠の忌辰法会もここでおこなわれた。彼等が基経一門であつた。

忠平は延長三年(九二五)四月、内室の源順子の死にあい、三七日の誦経を菩提寺でいとなみ、叡山の法華堂・常行堂で読経・念仏をおこない、五月、七七日の仏事を法性寺で修し、叡山の法華・阿弥陀の二堂で誦経さ

せた。⁵¹天曆三年(九四八)八月、忠平の逝去の際には、遺骸を法性寺にうつして入棺し、法性寺外の良地にほうむつた。⁵²師輔は亡父のために仏經供養を法性寺でとげ、七七日の法要をそこでいとなんだ。⁵³天禄元年(九七〇)八月、摂政伊尹は祖父忠平のために法華八講をおこし、爾来これを年中行事とした。⁵⁴謂わゆる法性寺八講である。元亨釈書によれば、法華八講を追福の仏事とせるは、勤操が延暦十五年(七九六)に修せる石淵八講を蕩矢とした。僧綱補任抄では、別にこれを追福の仏事とはしてはいない。空海の故贈僧正勤操大徳影讚には「八座の法華を講ず」とだけ云っている。八講は八巻本の法華経をもちいたためにおこつた。性靈集には「弘仁太上奉⁵⁵為桓武皇帝⁵⁶講⁵⁷御札法華經⁵⁸達⁵⁹曜⁶⁰文⁶¹」がみえ、これは七巻本をとっている。貞観八年(八六六)正月、朝廷は桓武・仁明二帝の山陵に毎年八講会をひらくことを報告し、寛平九年(八八九)九月、宇多天皇は光孝天皇のために嘉祥寺で法華八講を修した。⁶²多武峯の聖靈院における法華八講は、天曆二年(九四七)座主実性がはじめた。藤原氏としては、興福寺南円堂の法華会を先駆とした。法性寺では、天徳四年(九六〇)正月、朝廷によって藤原穩子の忌辰仏事として法華八講がいとなまれた。⁶³ついで忠平のために法性寺八講がはじめられたという順序である。

天徳四年(九六〇)五月、師輔歿するや、安子皇后は四十九日の法事の誦経を法性寺でおこなつた。⁶⁴康保元年(九六四)六月には、安子皇后の四十九日の法要が同寺でいとなまれた。⁶⁵天元三年(九八〇)三月には、兼家は内室時姫の七々法事を同寺で修し、寛和元年(九八五)閏八月には、為光は女御祇子の法要を同寺でもよおし、⁶⁶正暦三年(九九二)八月には、為光の四十九日の法事が同寺でとげられた。⁶⁷実資は忠平の曾孫にあたり、祖父実頼・父齊敏の忌辰法会を法性寺東北院でしばしばおこなっている。⁶⁸

法性寺東北院は実頼の建立であつた。寛徳三年(一〇四六)三月二日付の藤原明衡作「奉⁶⁹為亡考小野宮右大臣⁷⁰實⁷¹四十九日追善⁷²願文⁷³」には「是れ即ち清慎公建立の場、右丞相婦依の砌を尋ぬるなり」とみえ、清慎公は実頼、右丞相は実資をさしている。実資は実頼の忌辰法会をここでいとなみ、実頼の子孫の参集をもとめた。しかるに長保六年(一〇一二)五月の忌辰法会の際に実資をいきどおらせる事態がおこつた。小右記に「今日、

院の別当院源参らず、皇太后宮の御八講に候するに依る」、「今朝、四条大納言の消息に云はく、東北院に参るべからず、状に随ひて御八講に参るべし」と二人の不参をあげ、「事理相違ふ、追従尤も甚だしきか」とのべている。大納言公任は実資とおなじく実頼の孫であった。それが道長のつかさどる批把殿の御八講にまねかれておもむき、東北院の八講に不参の通知をよこした。実資は事理相違う追従の進退として罵詈した。子孫は先祖の忌辰仏事を第一義とすべきだったのである。

兼家の法興院八講は多分、正暦二年(九九一)の一周忌にはじまったのであろう。日本紀略には単に「法興院に於て故前撰政太政大臣の周忌法事を修す」としてされている。御堂関白記には、六月廿八日から七月二日にいたる法興院八講の記事が連年あらわれていて、道長の重視のほどが知られる。寛弘六年(一〇〇九)七月二日の条には「法興院に渡る、齋食」、長和元年(一〇一二)七月二日の条には「法興院に渡る、上達部十四人來らる」などとみえ、結願には一門が多く集まって共食したことがわかる。小右記の寛弘八年(一〇一一)七月二日の条には「法興院に参る、八講終る、入道殿の御忌日なり」とかれ、実資もかならず参会した。長徳元年(九九五)五月には、道隆の四十九日の法要がここでおこなわれた。道長は万寿四年(一〇二七)十二月四日、法成寺無量寿院で歿し、翌五年(一〇二八)正月、法成寺で四十九日の法事がいとなまれ、一周忌には同寺で兩界曼荼羅が供養せられ、無量寿院で十口の竜象を請じて法華八講が修せられた。これが御堂八講である。

法成寺では、道長の生前にすでに万寿二年(一〇二五)九月、嬉子の七忌法事が阿弥陀堂でおこなわれ、同三年(一〇二六)八月、その周忌法事が無量寿院で修せられ、同四年(一〇二七)十月、研子の七七忌法事が阿弥陀堂でいとなまれ、道長の一周忌前の九月にその一周忌善根が同所になされている。法成寺の年中行事としてながく後にのこったのは、同十二月の御堂八講であった。それは道長が法成寺の創建者だったためにほかならない。頼通は延久六年(一〇七四)二月、死去した。忌日の宇治八講については、栄花物語の承保四年(一〇七七)の条に「二月一日、宇治にて故入道殿の御れうに八講などせさせ給ふに、四条宮も殿のうへもわたらせ

給ひて、四五日ありてかへらせ給ひぬ」とのべている。これは承保二年(一〇七五)二月にはじまったのであろう。

先祖の忌辰仏事には子孫が参集して行香し共食した。それは氏神の祭における共食とおなじであった。一例をあげると、小右記の寛仁三年(一〇一八)五月の条に「今日は故殿の忌日なり、……東北院にて聊か饗饌を儲く、家の政所の儲くる所なり、大納言参らる、別当僧都慶命も亦た横座に就く、食を差む、是れ例なり、一巡の後、箸を下す、了りて鐘を打たしむ、次に堂に入りて新写の経を供養す、誦誦等を修すること恒の如し、行香ありて退帰す、今日参入の人々は、大納言・宰相・四位八人経任・方正・政職・忠道・五位九人、親・登任・為成・有信・資信儀懐・永道・安隆・輔公、六位若干なり」とかきとめられている。五位以上を主体とし、六位をくわえたところ、春日祭・維摩会の参加格にひとしく、実頼一門に入る範圍がこれによつてうかがわれる。かかる資風景は法性寺八講・法興院八講・御堂八講でもかわりはなかつた。春記の長暦三年(一〇三九)十二月の条に「御堂八講結願なり、……御堂に参る、一家の上達部は簾中に在りと云々、自余の公卿参入し、例の如く饗饌有り、饗饌の事畢り、堂前の座に着く、二講畢り、行香畢る間に予退出す、布施は殿上人取るべしと云々」とみえる。御堂八講における行香・共食の一例である。

撰関家の忌辰仏事は権力と富力の反映でもあった。藤原氏の撰関政治も後三条天皇の親政を契機として衰微の段階に入り、院政時代には法性寺・法興院・法成寺の各八講もしいにさびれ気味となった。中右記の康和四年(一一〇二)十二月の条に「治部卿申されて云はく、是れ第一の敵重の事なり、宇治殿より以後、此の御八講に参らしめ給ふ、執柄絶えざるの相なり、もし参らしめ給はざれば、此の事陵遅の因縁ならん、定んで法性寺・法興院八講の如く罷り成らば、己に嗚呼の事か」と当時すでに法性寺八講・法興院八講がさびれていた事実をしめしている。忠実は御堂八講の維持に力をつくした。殿暦長治二年(一一〇五)正月の条に「御堂の事は猶ほ一家の人々、宗とすべし」とその心境を披瀝し、ことに御堂八講について腐心している。長治元年(一一〇四)十一月の条には「廿九日己亥、天晴、今日御堂御八講なり、……行香の間、諸大夫等立ちて加ふ、余立たず」、

十二月の条には「四日癸卯、天晴、今日御堂御八講の結願なり、……余、饗座に着く、一献の後、仏前の座に着く、但し一献を催すと雖も、遅々たり、仍て箸を立て座を起つ」と自己の参加ぶりをのべ、さらに家司・職事以下の参加の数をしらべ、四日より拘禁せる忠季を七日に免じたことを特筆している。忠季の拘禁は八講に参加しなかつたためである。「一家の祈、只だ是に有り」とは、その時の忠実の心境であった。御堂八講はもはや単なる追福の仏事ではなく、道長の冥加をねがう仏事なる意味がこの底にひそんでいる。

忠実は御堂八講を一家の祈とした。忠実の配慮は一応の成果をおさめた。中右記の長治二年(一一〇五)十二月の条に「御堂に参る、……右大将以下公卿六人、殿上人二人、行香を加ふ、皆本願の御子孫なるを以てなり、誠に積善の余慶と謂ふべきか」と参会者が主として道長の子孫なるを明瞭にし、当時としてこれだけの公卿・殿上人を参会させ得たことに満足している。だが兼実の頃になると、御堂八講も貧相な行事になりはててしまった。玉葉の仁安二年(一一六七)十一月の条に「今夜、御堂八講の始なり、仍て持病を相勞つて参任す、公卿一人も参任せず、殿上人只だ二人行香の間、極めて見苦し、大臣の次に殿上人立つ事、先例未曾有の事なり、……末代の諸事此の如し、悲しい哉」とその現実に悲壮な言辭を吐いている。御堂八講は道長一門の盛衰のバロメーターであった。

菩提寺を創建せる始祖の男系の子孫は一門とよばれ、一門は時には氏とも称せられ、菩提寺を氏寺とした。しだいにこの一門の方が藤原氏全体より結合をかたくした。五撰家・清華家などの家柄がさだまったのも、かかる藤原氏の分化を原因としたのである。

小右記の寛弘二年(一一〇五)五月の条に、氏長者道長が「貞信公一門」の納言以上に、法性寺朱雀院本願堂の修理料不足を彼等の国俸料によつておぎなうことをきめ、実質に美濃国俸料官符を寄付させたことがみえ、栄花物語には、寛弘五年(一一〇八)十一月、若宮(後の後一条天皇)の親王宣下に際し、「氏のかんだちめ」はひきつれて参賀したが、おなじ藤原氏でも「門わかれたる」者は列にもたなかつた、という。「貞信公一門」は法性寺を菩提寺としてのこせることによつて明確にされた忠平の

男系の子孫より成つた。若宮の参賀者は兼家一門かも知れない。大鏡には、高藤について「此の人は勸修寺の氏のはじめなり」、伊尹について「御家は今の世尊寺ぞかし、御族の氏寺にておかれたる」としるしている。勸修寺は高藤、世尊寺は伊尹を始祖とする一門の氏寺であり、その一門が「氏」とよばれた。中右記の天永四年(一一一三)五月の条に、法興院内の法華院について「道隆関白の建立たるに依り、法興院の中に在りと雖も、代々の長者知食さず、只だ彼の中関白の子孫の氏のみ沙汰し来る」と説けるごときは、一門を氏とする氏人の本義をよくあらわしている。これは、法性寺東北院によれる実頼一門とおなじく、法興院の一子院を結合の紐帯とせる道隆一門の成立である。歴代の撰録は忠平一門であり、兼家一門であり、道長一門であり、重疊せる関係を一身にあつめていた。このように一門は宗教によつてむすばれた家族としての氏族であり、一門の始祖は寺院の創建によつてこれを成立させたのである。

氏族は血縁団体としての原義をもっている。舒明紀の巻首に「蘇我氏の諸族等悉に集ひて、島大臣（マ）の為に墓を造りて墓所に次れり」と大化前氏における氏族の紐帯としての父祖の墓所の意義をしめしているが、これは祖先の祭祀を共同にする団体である。かかる意味の氏族意識を純粹にするため、道長は基経一門の墓所をさだめた。それが木幡の墓所であった。本幡寺鐘銘並序には「元慶の太政大臣昭宣公、地の宜しきを相して、永く一門埋骨の処と為す」と木幡墓地の選定者を基経としている。良房は基経の養父であったから、血縁を強調すれば、基経を始祖とする一門が純粹になつてくる。事実、木幡の墓所は血縁を強調した。小右記の寛仁二年(一一〇一)六月の条に、源俊賢が故太皇太后藤原遵子の木幡山改葬に異議をとなえたのに対し、実質は「仁和寺の例は一門の事に非ず、先祖、木幡山を占して藤氏の墓所と為す、仍て一門の骨を彼の山に置き奉る、専ら悪しからざるなり、藤氏繁昌し、帝王の国母、今に絶えず、抑も御遺命あり、何事かあらん」と弁じている。永久二年(一一一一)四月、師実の夫人麗子が歿した時には、遺骨は木幡山にほうむられず、生家村上源氏の墓所にわたされた。麗子の母は道長の第六女であった。しかも木幡山に埋骨することはゆるされなかつた。

木幡山の墓所にあらわれた基経一門の意識は、まったく血縁一点ばりであった。玉葉の建久三年(一一九二)正月の条には、木幡淨妙寺別当職に正護院宮を補すべき勅定をつたえ、「但し彼の寺は藤氏(一門)其の骨を安置す、法成寺入道相国、殊に起請の状有り、仍て寺務の任、又大旨一族の人たるか、粗、他人を相交ふと雖も、皆これ長者の最なり、今、法親王の御知行は道理相応せず、事又便宜なし、抑も又將來違乱の基か」とうれえている。このような木幡山の認識に対して、法性寺・法成寺などの菩提寺を一にする一門の意識は、原理的にはおなじ家の宗教を奉ずる者を包括することができた。源順子の中陰仏事が法性寺でいなまれ、源倫子が法成寺内の東北院に隠棲しても、別にこれを排する苦情はおこらなかった。中右記の寛治八年(一一〇九四)五月の記事は「法成寺西北院の遠忌御念仏」がつづいていることを立証してくれる。木幡山の墓所の出現は菩提寺を一にする一門の意識を限定してしまった。限定する方向に作用したことは否めない。

菩提寺の創建者を始祖とする一門は、一つの宗教によってむすばれる共同体であった。したがってそれは家族の結合ではなく、家族としての氏族にはかならない。そこに大化前代の祖神を紐帯とする氏族とおなじ氏族意識が見出される。

四 氏神・氏寺の信仰と浄土教の独立

源信の往生要集は大文第一を厭離穢土、大文第二を欣求浄土としている。道長は長保六年(一一〇四)六月、使者を源信におくり、寛弘二年(一一〇五)九月、行成に往生要集をあたえて新写を依頼した。春記の長暦二年(一一〇三八)十二月の条には「上達部・殿上人近日往生要集の伝依有り、是れ公成読む所なり」、中右記の保延二年(一一三六)三月の条には「晝鐘の間、夢に往生要集十楽文を見る、これ近日往生の要文を口誦す、心銘の致す所か」とみえ、玉葉の治承元年(一一七七)十月の条には、兼実が往生要集の名目を抄出し、文治四年(一一八九)二月の条には、往生

要集にひく諸經典の供養をおこなったことが出てくる。後白河法皇は文治三年(一一八八)四月、不豫に際し澄憲を召して往生要集の談義をおこなった。平安京の公家に往生要集がひろくおよんだことが知られる。公家が浄土教を受容したのは、無常觀を基調とした。かつて日本往生極楽記と続本朝往生伝にかぎって道長以前の西方願生者をぬき出し、その中から男性の公家出身をとって表示したことがあるが、今、それを再録すると、

僧侶の部		俗官		備考	
父	父	父	父	備考	備考
遍照	桓武天皇の皇子	藏人頭	寛平二	(890)	寂
増命	左大史桑内安峯	延曆寺僧	延喜六	(906)	天台座主
千觀	相模守橘敏貞	延曆寺僧			
明諱	藤原氏	延曆寺僧			
広道	橘氏	大日寺僧			
真覺	権中納言藤原敦忠	右兵衛佐	康保四	(969)	寂
増賀	參議橘恒平	方保四	方保四	(1002)	寂
尋禪	右大臣藤原師輔	寛和元	寛和元	(985)	天台座主
俗人の部		致仕後		致仕後	
父	父	俗官	致仕後	致仕後	致仕後
大江音人	備中介本主	參議右衛門督	元慶元	(877)	
高階良臣	備前守右中弁師尚	宮成卿	入道	天元三	(980)
藤原義孝	撰政伊尹	右近衛少将	入道	天延二	(874)
源愍	内匠頭適		入道		
慶滋保胤	丹波守賀茂忠行	近江掾大内記	入道	長保四	(1002)
大江為基	參議齊光	撰津守	入道		

大江定基 参議齊光

参河守

入道 長元七

(1034)

となる。九世紀の終から殿上人の子弟は寺院に入り、十世紀のはじめには公卿の子弟がくわり、その末には撰関家の子弟もまじってきた。俗人の出家遁世の傾向もほぼひとしい。彼等の中から西方願生者があらわれた。右の表はその事実を明示している。道長以後では続本朝往生伝の著者大江匡房と更級日記の著者菅原孝標の女を代表としてあげておこう。

父 俗官

大江匡房 従田位上成衡

権中納言

天永二

(1111) 歿

菅原孝標女 上総介常陸介孝標

橘敏貞の妻

寛弘五

(1008) 生

道長以前では橘・大江二氏の子弟が比較的多く、これに菅原孝標の女をいれると、撰関政治の確立にいたる途上において、藤原氏の対抗者なる条件をそなえた三氏が、末流藤原氏とともに、西方願生の代表になっていることが想察される。彼等の抬頭によって沈論し、あるいは国司となって地方に下向し、あるいは京師にとどまって低い地位に甘んじた人たちである。その生活にやがて公卿も撰録も入りこんだ。

公家の氏族精神は平安初期にはなお厳存した。新撰姓氏録は氏族精神の所産であった。各氏族はいずれも祖神を明瞭にし、系図をほこりとした。もともと律令制度は族姓を尊重し、氏人は大舎人として朝廷に出仕し、しかる後に才能に應ずる適職につけられ、年とともに昇進する原則であった。かかる原則も藤原氏の他氏排斥によってしだいに圧止されてきた。それは北家と対立して疑獄事件を生んだ橘氏と菅原氏において典型的な事例が見出される。橘氏では、参議恒平の死去の後、公卿たる氏人がなく、寛和二年(九八六)藤原道隆は外祖父の縁によって是定となり、わずかに氏神梅宮の祭祀と氏爵の申請をつづけた。左経記の寛仁元年(一〇一七)十一月の条には、梅宮祭に氏人の参加がおくれ、上野広遠を神主として祭祀をはじめたことが出ている。先例は氏人を神主とした。本朝世紀の寛治元年(一〇八七)八月の条には、氏人が障を申すにより、前山城守源公綱

を梅宮使とした、とある。先例は氏人を梅宮使とした。伝統をほこる橘氏の氏族意識の喪失はこの二事によってしのばれよう。また更級日記の著者の父菅原孝標は道真五世の孫である。道真は類聚国史を撰集して最初に神祇の部をたてた。神祇為先の思想が顕著である。ところが更級日記の著者は「物はかなき心にも、常に天照大神を念じ申せ」という人があった時、「いづこにおはします神仏にかは」とおもいまいどい、人に問うに「神におはします、伊勢におはします、紀の国に、紀の国造と申すは、この御神なり、さては内侍所に皇神となむおはします」と知らされた。平泉澄博士はこの記事を平安末期における個人主義の一例としてあげたが、たしかにそこにはかつて道真を支配した貴族の思想原理はまったく見出せない。かかる心境の人々が積極的に氏神の支配を脱して出家遁世し、もっぱら西方願生の生活をいとなんだのである。上の表を一瞥すれば僧侶となるか出家遁世の入道となるかが、ほとんどの西方願生者の行方となっている。撰関家も彼等のあとをおうた。道長・師実・忠通は出家入道して西方を願生した。

藤原氏の氏人は出家する場合には、春日祭に参加する資格をうしなうこととなるので、春日明神に暇乞いの社参または遙拝をおこなった。大鏡に、道長が出家した時の模様をつたえて、「俄に廿一日の未の時ばかりに起きひさせ給ひて、御冠めし、攝練の御下襲に、布袴をさうぞかせ給ひて、御手水めせば、何事にかと、閑白殿をはじめて殿原ばらをもおぼしめすに、寝殿の西の渡殿に出でさせ給ひて、南にむきて拜せさせ給ふ、春日の明神にいとま申させたまふなりけり、慶命僧都・長義律師して、御ぐしおろさせ給ふ」と春日明神への暇乞いを特筆し、殿暦の康和三年(一一〇二)正月の条に、師実が出家に際して興福寺別当の覚信をめして、「出家すべし、春日の方に向ひて其の由を申すべし」と依頼し、春日権現験記に、「知足院殿……功成りぬれば、身しりぞかんとおぼしたりければ、出家のいとま申さむとて、春日のやしるにまいらせ給ひたりける」と忠通の出家の際における春日社参をつたえている。出家の後にはもちろん奉幣をおこなわなかった。小右記の長元四年(一一〇三)九月の条に「抑も御出家の後には賀茂・春日奉幣の事無しと云々、とするされ、御堂閑白記でも道長は出家

後、南都へおもむいた時には春日奉幣をつつしんでいる。

公家の出家遁世は無常観を機縁とした。三宝総詞は源争憲が永観二年（九八四）に尊子内親王に猷進したものである。その序に「吾が冷泉院太上天皇の二人に当り給ふ女な御子、春の花の貌を恥ぢ、寒き松音を譲り、九重の宮に撰れ入り給へりしかど、五の濁の世を厭ひ離れ給へり」と尊子内親王の求道を厭離濁世の感情にむすびつけているが、それはそのまま為憲の西方願生生活の機縁をものがたっていたのである。為憲の父は筑前守忠幹であり、自身については「参河権守源為憲……若くして文の道に遊びて、一枝の桂をば折りてき、老いて法の門に入りて九の品の蓮を願ふ」と告白している。彼は市聖空也のために空也誅をつくった。日本往生極楽記の著者慶滋保胤は入道して空也に師事した。保胤が在俗の時に書いた池亭記にも無常観が濃い。「予、二十余年以来、東西二京を歴見せるに、西京の人家漸く稀にして、殆んど幽墟に幾し、人は去る有りて来る無し、屋は壊れる有りて造る無し、……夫れ此の如きは天の西京を亡ぼすなり、人の罪に非ること明らけし。」西京の幽墟化に不可抗の力を感得し、そこに無常の現実を見出している。これは立派な無常観である。「東京……は、人人貴賊となく多く郡集する所なり、高家門を比べ堂を連ね、少屋壁を隔て簷を接す」、東京の郡集の実態である。この中において彼は「池の西に小堂を置き、弥陀を安んじ」、「盪漱の初、西堂に参りて弥陀を念じ、法華を読む」生活をいとなんだ。

無常観は道長の側近におよんだ。権記の長保三年（一〇〇一）二月の条に、源成信と藤原重家の出家遁世を記録している。在俗の旧朋が三井寺に入道成信をたずね、その心境をたずすと、「營華余りあり、門胤止むごと無きの人、病をうけ危きにのぞむの時、曾て一分の益なし、殆んど二世の計を失はんと欲す、丞相嘗葉の初は弟子発心の初なり、今、宿志を遂ぐ、諸仏の冥護なり」とかたつた。成信は入道兵部卿致平親王の第二子、入道左大臣源雅信の女を母とし、その縁によって道長の猶子となり、前年の道長の病には、心をこめて看護した。その際に菩提心を発し、ここにいたって出家遁世を決行した。時に二十三歳であった。藤原重家は「右大臣の唯一の子」、母は村上天皇の第五皇女、出家の時は二十五歳にすぎなかつ

た。成信は従四位上行右近衛権中将兼備前守、重家は右近衛少将であり、前途はかならずしもふさがれていなかった。同書の長保四年（一〇〇二）二月の条には、右近衛権中将従四位上藤原成房が二十一歳で出家遁世したことをしるしている。成房は長保二年（一〇〇〇）十二月の条にすでに行成に「世間無常の雑事」をしめし、「出家の志」をのべた。榮華否定の無常観が少壮公家を出家遁世にみちびいた。

道長自身もこの趨勢に無縁ではなかった。権記の長徳四年（九九八）三月の条に、道長が病んで上表したことをつたえている。それは「不肖の身を以て不次の恩を蒙り、己に官爵を極む、見世望み無し、今、病己に危し、急に存命すべからず、此の時本意を遂げざれば、遺恨更に何の益か有らん、……只だ後世の結縁を結ばんと思ふのみなり」という存念にもとづいた。道長は彼岸を軽視せず、無常観を内に秘めていた。浄土教はそこへのびこんだ。出家遁世は氏神の支配圏外の生活であり、これによって律令的身分体制の圏外にのがれた筈であった。その意味を明確にしたのが、兼実の出家遁世であり、撰閥家はそれまでこの自覚を充分に果し得なかった。玉葉の治承四年（一一八〇）十二月の条に「此の時に当りて忽ち我が氏の破滅を見る、……時運の然らしむる事なりと雖も、……なまじひに生れて此の時に逢ふ、宿業の程、来世又悪み無きか」と興福寺の焼亡に藤原氏の破滅を感得している。兼実の出家遁世はこの感得の果積の末にとげられた。機縁は致仕後における夫人の死であった。

浄土教の純化は氏族の解体をうながす性質をもっていた。念仏の独立は氏寺の仏教を否定するものであった。法然の立宗は南都北嶺を専修念仏禁制にたち上らせた。そこに両者の相いれない性格が端的に見出される。

平安京の浄土教は観経を基調とした。観経の九品往生の教説は功績主義である。律令仏教は修善仏教であった。浄土教が観経を基調としたのは、当然の成行きだったと云えよう。元久の興福寺奏状では、専修念仏の九失をかぞえ、その中に「観無量寿経を勸ふるに云はく、一切凡夫欲生彼国者、当修三業、一者孝養父母・奉事師長・慈心不殺・修十善業、二者受持三帰・具足衆戒、不犯威儀、三者發菩提心、深心因果、誦誦大乘云々、又九品中の上品上生を説いて云はく、具諸戒行、誦誦大乘、中品下生には、

孝養父母、行世仁慈云々」と観経を証権として戒律の意義を説いている。

貞心の延暦寺奏状でも「観無量寿経を披きて九品業を檢するに」と同經典によつて下品三生の称念のみをとる法然の宗教を不当とした。観経は九品の階位をたて、浄土の蓮台を九等にわけてゐる。上品上生は何よりも「慈心にして殺せず、もろもろの戒行を具す」るを必要とした。下品下生は「不善業の五逆十悪をつくる」ものの救済を目あてとした。上品・中品は善の階位に応じ、下品は悪人のために説かれ、悪人は称念を唯一の往生業とした。皇室・摂関家をはじめとする上層貴族は上品の蓮台を、中流の受領階級は中品の蓮台を、下層の庶民は下品の蓮台を分相応としてもとめた。官僚貴族なる藤原氏は九品往生の教説を受容した。忠平は「山階寺の九品往生図」を善藏におくらせ、師輔は叡山の良源に極楽浄土九品往生義を撰進させ、元久の興福寺奏状には「大覚法王の国、凡聖来朝の門、かの九品の階級を授くるに、おのおの先世の徳行を守る、自業自得、其の理必然なり」と貴族の宿善を九品往生の勝縁としてみとめた。しかるに法然は称念を無量寿経の教主阿彌陀仏の選択本願にもとづく往生業とし、これを極善至上の法と称し、九品往生の教説を最終的に否定した。

藤原氏ははやく追福の念仏をとりいれた。天安三年（八五八）九月、文徳天皇が崩じた際、十僧を近陵山寺に、四十僧を広隆寺に安置し、四十九日間、転経・念仏の事にしたがわせた。三代実録に当時のくわしい事情がうかがわれる。当時、皇太子は九歳であり、万事は外祖父の太政大臣良房がとりはからつた。良房の弟良相は念仏を事とした人である。良房が文徳天皇の追福に念仏をとつたとすれば、良房の死の際にも基経の死の際にも念仏がわすれられたとはおもわれぬ。もっとも前掲の基経の水田施入願文には「兜率の今染に安住し」とみえ、あまり単純に割り切るのは、早計かも知れない。忠平は順子の中陰仏事に念仏をとつた。貞信公記抄の延長三年（九二五）四月の条に「三七日御誦経を菩提寺に修す、叡山の法花・常行等の堂、今日より始めて来月廿三日に至るまで念仏・読経せしむ」と出ている。本朝世紀の永祚二年（九九〇）七月の条には、兼家の葬送に際し、南都七大寺ならびに諸寺が各念仏をとなえ、小右記の正暦四年（九九三）五月の条には、道兼が横川にいたり、亡父兼家のために念仏を修せし

めたことがみえる。栄花物語の「とりべ野」の巻には、長保三年（一〇〇一）閏十二月、円融天皇の女御、道長の妹詮子の葬送について「念仏はさならぬ、としごろの不断の御読経、すべてさるべき御こと、御はてまでとをきてさせ」たと云い、御堂闕白記の寛弘三年（一〇〇六）十二月の条には、道長の法興院不断念仏発願のことがしるされ、栄花物語の「鶴の林」の巻には、万寿四年（一〇二七）十二月、道長の葬送に際し、「所所の念仏僧、奈良・三井寺・ひえ・石蔵・仁和寺・横河・法性寺、すべていひもやらわずにつくし」たとつたえてゐる。南都北嶺ともに追福の念仏を肯定し、それがひろくおこなわれたことが知られる。

忌辰仏事の法華八講にも念仏がともなつた。左経記の長元七年（一〇三四）十二月の条に「御堂に参る、……講論する、……行香、次に布施を給ふ、……次に御念仏あり、卅聴衆の外、諸堂の供僧皆以て参会す、……事畢り、又布施を給ふ」と御堂八講のあとの念仏に言及し、長秋記の天永二年（一一一一）五月の条に「尊勝寺御八講并びに御念仏」のことが明記されている。台記の久安六年（一一五〇）十一月の条には、頼長が毎年、念仏四百万遍を修して父忠実に向向せんとする願文をのせてゐる。これは追福の念仏ではないけれど、父忠実の往生極楽をねがって修してゐて、文字におりに孝養の念仏ということはできよう。玉葉には兼実が父忠通への追福の念仏を修したことがみとめられる。追福の念仏が独立の価値をもつてきたのである。

しかるに念仏は、他方では自己の浄土往生を欣求する因業としておこつた。貴族は観念の念仏を、庶民は称名の念仏をとつた。貴族の念仏は諸行の中の一つであつた。しかし庶民の念仏は多く唯一の善根としておこなわれた。その理由は、庶民の帰浄が衣食のために罪つくるをおそれ、罪のゆるしを仏にもとめるにあつたからである。貴族が無常観によつて帰浄したのは、帰浄の理由を異にした。だがともに浄土往生の因業たるにかわりはなかつた。ここで当面の問題となつてゐるのは、もちろん称名の念仏である。九品往生の教説は称名の念仏を罪人の因業とした。

古事記・日本書紀の神話は死んでもおむく黄泉における此岸の罪の裁きをかたつてゐない。上代人は罪を現世のはらいによつて処理した。罪は農

地荒しや神事妨害の公犯であった。贖罪の法が早く発達し、贖罪によって罪を消滅させた。仏教の伝来は十惡五逆の罪をおしえた。殺生・偷盜・邪淫・妄語・飲酒・綺語・惡口・兩舌・貪欲・瞋恚・邪見が十惡であり、父を殺し母を殺し阿羅漢を殺し仏身から血を出し僧團を破壊する罪が五逆であり、正法誹謗を最大の罪とした。ここでは人格の尊嚴をおかす罪が中心である。死後における閻魔庁の裁きは罪人を八大地獄にわかちおとした。源信の往生要集の厭離穢土内では第一に地獄の項をたて、八大地獄におちる罪人の類別をあきらかにしている。仏教は神道にもたない極楽と地獄の教説によってわが国に根づいた。貴族はもっぱら功績主義による浄土往生の教説をとり、孝養の仏事によって過往の父祖の罪をあがないはらい、彼等をおわねばならない。ことに衣食のために罪をおかす職業生活者には、仏教の罪はおそろしかった。あがない得ない罪だからである。仏教は死後の世界における罪の裁きを説き、罪人のおもむく所を地獄とした。

死をとす罪の裁きは、個我の意識を誕生させた。大化改新後、全国的におこなわれた戸籍は、家族の成員を一人一人別々にしるし、それぞれの名前・年令とともに黒子のごとき身体上の特徴までもあげている。個人の意識が明瞭にあらわれている。しかしそれは為政者の認識にもとづく処置であり、被治者なる庶民の自覚の結果ではなかった。十世紀に抬頭した浄土教は、何人もかわることのできない死をとすことよって、罪の自覚を媒介として個我の自覚を生んだ。将門記に、将門が現世の罪を死後に一人であうけて悪趣におち、伴類が誰もこれをわかないことをことわり、今昔物語集に、越中国の書生の子が立山地獄に行つて亡き母の苦しい声をきき、「我も地獄ニ入りテ母ノ苦に代ラム」とさげべるに、人あつて「祖ノ苦ニ子ノ代リテ罪ヲ蒙ル事ハ、此ノ世ノ事ニコソ有レ、冥途ニハ各罪ニ依リテ罪ヲ受クレバ、代ラムト思フト云フトモ、其ノ事不レ能ジ」とさとしたという。かかる罪人を救い得る仏が阿弥陀如来であつた。三州俗聖起請十二箇条事に「妻子珍宝及王位、臨命終時不隨身」の經文とともに、

ワレヒトリクラキホノホニマドフトモタレカアハレトイハムヤアミダ
ブ

とよまれている。阿弥陀仏の信仰は罪人の救済によっておこつた。この個我の意識を基調とする浄土教は、氏神・氏寺の宗教とは範疇をまったく別にする。

救済仏教としての浄土教は律令社会解体の時代におこつた。諸往生伝はその片鱗をつたえている。ころろに続本朝往生伝・拾遺往生伝・後拾遺往生伝・三外往生記・本朝新修往生伝から主な罪人をひろつてみよう。

続本朝往生伝

沙内仁賀 破戒(寡婦を嫁す)

三河守大江定基 殺生(狩獵)

前伊予守源頼義 武士 殺生(戦争)

藍君 二条関白侍女 好色

拾遺往生伝

浄尊法師 鎮西 妻帯の屠兒

尋寂法師 加賀国 妻帯の在家生活

沙弥藥延 美濃国 殺生(魚鹿)肉食

左近中将源雅通 殺生(狩獵)

藤井久任 備中国 神人 漁釣の業

鹿菅太 近江国 狩獵の業

清原正国 大和国 好武造惡

下道重成 左京 殺生(漁鱗禽獸)の業

大法師順源 鎮西 破戒(娘を妻とする)

後拾遺往生伝

左衛門尉藤原忠宗 邪見妄語

僧門親 伊予国 妻帯

紀吉住 近江国 田夫 善根無し

前安房守源親元 武士 前非を悔ゆ

前刑部丞源義光 武士 放逸無愧

鎮守府將軍平維茂 武士

山僧隆通 破戒(妻帯)

陸奥国一女 好色(邪淫)

奴袴君 盜殺

三外任生記

丹波大夫 甲斐國 武士 狩狐 貪欲

本朝新修往生伝

源 伝 撰津國 武士 殺生

藤原宗貞 殺人

沙門暹覚 豊後國 少壯の時遊侠の徒

地方の武士・狩人・漁夫・盜賊・好色を主とし、在家沙弥の生活が破戒視されている。

修善仏教者からすれば、男性では武士、女性では遊女が罪人の筆頭であった。永観の往生拾因に「雄俊は俗に還りて軍に入るの輩なり、台に乗りて去る、…彼の雄俊尚ほ生る、我等何ぞ疑はん」と論じ、続本朝往生伝の源頼義伝に「十悪五逆猶ほ迎接を許さる、何に況んや其の余をや」と説き、後白河法皇の梁塵秘抄口伝集に「あそびのたぐひ…外に他念なく罪に沈みて、菩提の岸に至らむ事を知らず、それだに一念の心起しつれば、往生しにけり、ましてわれらはとこそ覚ゆれ」と観じている。武士・遊女を限界として余の人々の往生を可能とする論法である。西方指南抄に、法然は「十方に浄土おほけれども、西方をねがふは、十悪五逆の衆生むまるるがゆへなり」と極楽浄土の特質を罪人の受容においている、親鸞の悪人正機説は救済仏教としての浄土教の極致を開顕したのである。

称名の念仏を阿弥陀仏の第十八願に由来させる思想は、善導の観經疏をとることよっておこった。観經の九品往生の教説によるかぎり、称念は下品三生の善根でしかあり得なかった。源信の往生要集では、「往生の業には念仏を本と為す」と説き、「諸行の中に於ては、唯だ念仏の行のみ修しやすくして上の位を証す、知んぬ、これ最勝の行なることを」と論じ、念仏を往生業の本とし最勝の行としていふ。しかも「三には四十八願の中に、念仏門に於て別して一願を發して云はく、乃至十念せん、もし生れずば正覺を取らじ、四には觀經に（云はく）、極重の悪人は他の方便なし、唯だ仏を称念して極樂に生るることを得」と第十八願の乃至十念を觀經下品下生の具足十念に会通する智光の無量壽經論釈や良源の極樂浄土九品往生義の称念觀を出していない。觀勝称劣の立場はここからあらわれた。善導

の觀經疏は永観の往生拾因に本願の行としてはじめてとられ、珍海の決定往生集もおなじくもちいた。だが二人ともなお觀勝称劣の域を脱し得なかった。法然の選択本願の念仏にいたってはじめて第十八願にもとづく往生業として称名の念仏をとり、これを極善至上の法とした。選択集では称名の念仏を本願とするを仏の「平等の慈悲」とした。

仏の「平等の慈悲」は一乘思想に表づけられていた。往生要集に「諸の文に説く所の菩提涅槃は、三乗の中に於てこれ何れの果なりや」と問い、「初めには機に随つて三乗の果を得と雖も、究竟しては必ず無上の仏果に至る、法華經に云ふが如し、十方仏土の中には、唯だ一乘の法のみ有つて、二も無く亦た三も無し、仏の方便説をば除く」と法華一乘の説、ならびに「大經には、如来決定説の義を明して云はく、一切の衆生は悉く仏性有り、如来は常住にして變易有ること無し」と涅槃經の悉有仏性の説によつて、浄土に往生して成仏し得る者を一切の衆生としていふ。しかも「近代、彼の国土を求むる者は、千万なるも、得るものは一二も無き」を問題とし、善導の往生礼讃偈に「若し能く上の如く、念々相續して畢命を期と爲る者は、十即十生・百即百生なく、若し専を捨てて雜業を修せんと欲する者は、百の時希に一二を得、千の時希に三五を得」とみえるをひいて解答とした。源信の念仏はひろく一般にひらかれていた。「これ男女貴賤、行往坐臥を簡ばず、時処諸縁を論ぜず」と断じている。往生礼讃偈の一節は本朝新修往生伝の三善為康伝にも為康のことばの中にあらわれている。法然は善導にもとづいて正行と雜行をわからず、雜行を廃捨して正行なる念仏の専修を主張し、これを百即百生の法としてとった。仏の本願は称名の念仏を「平等の慈悲」の賜物としてあたえた。

源信は往生要集において悉有仏性の教説を涅槃經からひき、菩提心を浄土の菩提の綱要とした。永観の往生講式、珍海の棄提心集でもそれをおそつた。続本朝往生伝では、藍君が發心して落飾入道し、都鄙を歩行してつねに悉有仏性の四字をとえ、拾遺往生伝では、鹿菅太は臨終の時に、法華經の若有聞法者無一不成仏を誦したとつたえられる。悉有仏性・一切皆成の教説は平等思想の根柢であり、庶民はこれによつて解放への希望をいだくことができた。梁塵秘抄の今様に

我等は薄地の凡夫なり、善根勤むる道知らず、一味の雨に潤ひて、な
どか仏にならざらん、

常の心の蓮には、三身仏性おはします、垢つききたなき身なれども、
仏になるとぞ説いたまふ、

とうたわれているのも、庶民の期待を端的にあらわしている。元久の興福
寺奏状は第十八願に対して「乃至十念とはその最下を挙ぐるなり」と解釈
し、九品往生の教説を本として称念を最下におとした。涯分相應の蓮台を
是認する興福寺の宗教と、本願にもとづく平等の往生を主張する法然の宗
教とは、人間に関する理解の基調を異にした。法然は下品三生の称念を止
揚し、選択本願の往生業としてこれを極善至上の法にたかめた。

仏の平等の慈悲にもとづく念仏は、氏族をこえ民族をこえている。氏寺
の仏教はこれによって止揚された。歎異抄の親鸞法語に「親鸞は、父母の
孝養のためとて、一遍にても念仏まうしたること、いまださふらはず」と
孝養の念仏を超越し、「一切の有情はみなもて世々生々の父母兄弟なり、
いづれもいづれもこの順次生に仏になりてたすけさふらふべきなり」と念
仏成仏して有縁を度するを念仏者の使命としている。「本願門頌一乘」の
浄土教は氏寺の仏教と本質を異にした。

氏神・氏寺の宗教は本地垂迹説によってむすばれた。春日古社記にひく
承安五年（一一七五）三月一日付、春日神主大中臣時盛・若宮神主中臣延
遠の注進状に

- | | | |
|----|---------|--------|
| 一宮 | 鹿島武雷神 | 不空羂索観音 |
| 二宮 | 香取翁主神 | 薬師如来 |
| 三宮 | 平岡天児屋根命 | 地藏菩薩 |
| 四宮 | 会殿姫命 | 十一面観音 |

と注している。兼実は春日五所の本地仏を建久五年（一一九四）七月に造
願した。春日一宮の本地は釈迦ともつたえられるが、兼実の造願は不空羂
索観音説をとった。不空羂索観音は興福寺南円堂の本尊、一説の釈迦は金
堂の本尊である。二宮の本地薬師は東金堂の本尊、一説の弥勒は北円堂の
本尊、三宮の本地地藏は東院地藏堂の本尊、南円堂本尊不空羂索観音の宝

冠の化仏、四宮の本地十一面観音は大乗院の本尊、一説の大日は一乗院の
本尊であった。興福寺濫觴記には「拾要鈔に曰く、一乗院御門跡の口伝
は、一宮 不空羂索、二宮 薬師、三宮 地藏、四宮 十一面、若宮聖観音と
云々」と紹介し、別に「大乗院御門跡の口伝」をのせているけれど、十
一面観音を宮四の本地とするのは、むしろ大乗院門跡の口伝とすべきであ
り、両口伝をとりちがえたのであろう。この紹介によって春日四所の本地
説が興福寺の一乗院または大乗院からおこったことが想察される。

春日四所の神々と興福寺諸堂の本尊は本地垂迹の關係でむすばれた。そ
れは俗界に対しては興福寺衆徒の強訴における春日神木の擁立、寺領庄園
における春日明神の勧請、藤原氏の氏人放氏における衆徒の發言權として
あらわれた。元久二年（一一〇五）十月、興福寺は専修念仏の禁制を奏請
し、法然の宗教の弾劾をおこなった。奏状の「靈神に背くの失」には、
「念仏の輩、永く神明に別る、権化実験を論ぜず、宗廟大社を憚らず、も
し神明を待めば、必らず魔界に墮つと云々、突類の鬼神においては置いて
論ぜず、権化の垂跡に至っては、既にこれ大聖なり、上代の高僧皆以て帰
敬す」と「権化の垂跡」としての神明を肯定し、最澄・空海・円珍・行教
の神祇帰敬を列挙し、専修念仏者の神祇蔑視を難詰している。法然・親鸞
は神祇礼拝を雑行礼拝のうちにくめ、神祇を護法善神にあてて権化の垂
迹たるをみとめなかった。

元久三年（一一〇六）三月、興福寺衆徒は安楽・住蓮の処刑を朝廷にせ
まった。事にあたった蔵人頭藤原長兼は、「其の操行に於ては縦ひ不善た
りと雖も、勸むる所執る所見だ念伝往生の義なり、此の事に依りて罪科に
行なはる、痛哭すべし痛哭すべし、此の時に当りて此の事を奉行す、先世
の罪業の然らしむるか」となげき、「但し山階寺衆徒は殊に此の訴訟を成
す、もし神慮に背くに依りては春日大明神の咎有るか、趣々洩らす所は只
だ此の一事許りなり」とおそれている。興福寺衆徒は本地垂迹説を楯に興
福寺の主張に反する藤原氏の氏人の言行を封じ、これをやぶる際には春日
明神の名において放氏することを強調したのである。法然を戒師として出
家入道した兼実は、法然の配流によって死期をはやめた、と愚管抄に
している。

堂上の貴族を純粹の氏人とする藤原氏の春日神社・興福寺信仰は、身分と階級を肯定する宗教を成立させた。興福寺法相宗の五性各別論は律令的身分体制を支持する教説であった。一乘思想を旗幟とせる叡山の仏教も藤原氏を外護とすることにより、九品往生の浄土教を展開した。興福寺の浄土教家はそれを受容した。しかし浄土教はやがて地方におよび、庶民の間に入りこむにいたるや、しだいに様相を異にした。人間平等の一乘思想が浄土教によって発揚された。法然の立宗はその事を明確にした。選択集に、造像起塔・智慧高才・持戒持律を本願としない意味を、数多い大衆に往生の望みをたたせないためである、と説明している。平等の慈悲は社会の大衆を基盤とする思想に裏づけられていた。仏の平等の慈悲は仏教の世界性にもとづく。歎異抄の親鸞法語に「弥陀の五劫思惟の願をよくよく案ずれば、ひとへに親鸞一人がためなりけり」、「詮ずるところ愚身の信心にをきてはかくのごとし、このうへは念仏をとりて信じたてまつらんとも、またすてんとも、面々の御はからひなり」と個人が覚醒して自由意志によって帰依する浄土教の本領を遺憾なく表明している。生れながらにして信徒たるを決定されている氏神・氏寺の宗教とは、本質を異にする宗教である。

元久の興福寺奏状に端を発する承元の法難は、まことに氏神・氏寺の宗教と浄土教との正面衝突を象徴する歴史的出来事であった。純粹な浄土教は氏族の解体を促進する宗教だったのである。

(一九七二・一・一一)

註

- | | | |
|------|-----------|----------|
| (1) | 平安遺文 | 一 |
| (2) | 宮地直一 | 神道論攷 |
| (3) | 新抄格勅符抄 | 一 |
| (4) | 続日本後紀 | |
| (5) | 文徳実録 | |
| (6) | 三代実録 | |
| (7) | 常陸風土記 | |
| (8) | 日本書紀 | |
| (9) | 続日本紀 | |
| (10) | 福山敏男 | 日本建築史の研究 |
| (11) | 宮地直一 | 前掲書 |
| (12) | 源平盛衰記 | |
| (13) | 大日本仏教全書 | |
| (14) | 玉葉 | |
| (15) | 北山抄・江家次第抄 | |
| (16) | 日本書紀 | |
| (17) | 続日本紀 | |
| (18) | 続日本紀 | |
| (19) | 同上 | |
| (20) | 同上 | |
| (21) | 同上 | |
| (22) | 同上 | |
| (23) | 三會定一記 | |
| (24) | 山階流記 | |
| (25) | 続日本紀 | |
| (26) | 同上 | |
| (27) | 寧楽遺文 | 下 |
| (28) | 玉葉 | |
| (29) | 日本書紀 | |
| (30) | 仁忠 | 叡山大師伝 |
| (31) | 九院仏閣抄 | |

- (32) 天台法華宗年分縁起
 (33) 仁忠 前掲書
 (34) 伝述一心戒文・続日本後紀
 (35) 叡岳要記・九院仏閣抄
 (36) 齋世親王 慈覚大師伝
 (37) 大鏡
 (38) 菅家文草の為右大臣依故太政大臣遺教以水田施入興福寺願文
 (39) 菅家文草の為左大臣請欲以極樂寺為定額寺状
 (40) 本朝文粹の慶滋保胤作「冬日於極樂寺禪房同賦落葉戸如雨詩吟」
 (41) 天台座主記・真信公記抄
 (42) 法成寺金堂供養記（扶桑略記の治安二年七月の条）
 (43) 日本紀略
 (44) 真信公記抄
 (45) 日本紀略
 (46) 扶桑略記
 (47) 家永三郎 上代仏教思想史研究
 (48) 法成寺金堂供養記
 (49) 殿 曆
 (50) 平安遺文の四所収「柴山寺別当実経置文」
 (51) 真信公記抄
 (52) 日本紀略
 (53) 同上
 (54) 同上
 (55) 三代実録
 (56) 日本紀略
 (57) 多武峯略記
 (58) 扶桑略記
 (59) 日本紀略
 (60) 同上
 (61) 同上
 (62) 同上
 (63) 同上

- (64) 小右記
 (65) 本朝統文粹
 (66) 日本紀略
 (67) 同上
 (68) 同上
 (69) 政事要略
 (70) 中右記
 (71) 林屋辰三郎 古代国家の解体
 (72) 御堂関白記
 (73) 権記
 (74) 玉葉
 (75) 平泉 澄 中世に於ける精神生活
 (76) 三長記

（先号追記）先号の「上代の神祇祭祀と新旧仏教の向背」において石清水八幡宮の応神天皇忌の創始期を書きもらしたので、ここに追記しておきたい。石清水八幡宮末社記に「万寿二年二月十五日、御国忌、元命の時、之を始む」と万寿二年（一〇二五）説をあげている。